

平成18年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成18年12月6日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 25番 相馬義一議員
1. 新年度予算編成について
 2. 産業行政について
 3. 教育行政について
 4. 福祉行政について
 5. 環境行政について
 6. 陳情・請願の採択案件について
- 6番 鈴木 紀議員
1. 防犯行政について
 - (1) 防犯灯の設置、維持管理について
 2. 環境行政について
 - (1) バイオディーゼル燃料の導入について
 3. 教育行政について
 - (1) 自殺予防対策について
- 32番 室井俊吾議員
1. 鳥獣の駆除について
 2. 運動場・運動公園について
- 23番 若松東征議員
1. 環境行政について
 - (1) 産業廃棄物について
 - (2) 水道水源保護条例について
 - (3) 水源保護地域について
 - (4) 環境基本計画の策定について
 2. 教育行政について
 - (1) 消防団ポンプ操法競技大会について
 - (2) 子どもの居場所づくりについて
- 7番 磯飛 清議員
1. 本市補助制度について

- (1) 各種団体への補助金交付について
- (2) 自主防災組織について
- 2. 公民館運営について
 - (1) 休館日変更について
 - (2) 職員の勤務について
- 3. 自然遺産の保全と開発について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評 ・公平委員 事務局局長	織田哲徳君
農業委員会 事務局局長	枝幸夫君	西那須野 支所 長	八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

4番、阿部寿一君より遅刻する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 相 馬 義 一 君

○議長（高久武男君） 初めに、25番、相馬義一君。

〔25番 相馬義一君登壇〕

○25番（相馬義一君） 皆さん、おはようございます。

きのうの最終の質問者、大変心温まる質問内容で、大変本人の人柄が感じ取られるようないい質問だったと思います。私も負けないで質問をさせていただきます。

今日、マスコミ等において、郵政造反組の自民党復党問題が取り上げられております。前小泉政

権においては、郵政民営化を掲げ、衆議院を解散、刺客も送り、選挙で民意を問いました。

那須塩原議会においても、郵政民営化の、いわゆる反対の陳情の要望書、意見書を提出した経緯もあります。しかし、いざ選挙となりますと、自民党の大勝。私は議員として、やはり矛盾を感じざるを得ませんでした。

その結果でございますが、私の地域の郵便局では集配業務が廃止となり、地域住民にとりましては、大変不便、不安をもたらしているところでございます。

また、今度は安倍政権が誕生し、憲法改正や教育基本法改正を掲げ、また一方で、道路特定財源の一般財源化を進めようとしております。

地方において、財源がこれまでになく厳しくなると見込まれる中でございますが、そこでお伺いいたします。

1、新年度予算編成についてでございます。

平成17年度新市となり、種まき芽吹き予算、そして2年目の平成18年度は、平成17年度に芽吹いた芽を育成するための予算というキーワードをもとに予算編成をしたと思います。3年目を迎える平成19年度の当初予算編成に当たり、基本的な考えをお伺いいたします。

2番、産業行政について。

東那須産業団地には、2社による共同事業の企業誘致が決定いたしました。私としては、地元産業の活性化や雇用促進という意味で、大変喜んでいるところではございます。

しかし、周辺環境への影響、交通渋滞等の問題点も考えるべきだと思います。

そこでお伺いいたします。

①市として、企業誘致に当たり、県に要望してきた事項をお伺いいたします。

②決定した商業施設の店舗面積、店舗数、従業

員数、また駐車台数についてお伺いいたします。

③（仮称）黒磯インターチェンジからの接続道路や周辺道路は、土日、祝祭日の混雑が予想されますが、対処策としてどのように考えているかお伺いいたします。

3番、教育行政についてお伺いします。

義務教育において、児童がスポーツをするということは、体力、技術の向上はもとより、忍耐力、チームワーク、思いやり、先輩後輩との関係、いわゆるスポーツマン精神がはぐくまれると思います。できるだけ多くの児童が参加をし、継続していただきたいと思います。

そこで、小中学校の部活及びスポーツ少年団についてお伺いいたします。

①小学校のスポーツ活動において、このころの児童は、指導者によるところが大きいと思われまます。そこで、指導者の選出方法についてお伺いいたします。

②中学校において、部活数が多いため、また体育館が手狭なため、使用割り振りが大変と聞いておりますが、体育館の使用状況についてお伺いいたします。

③、②とも関連がありますが、中学校の部活動において、自校の体育館が使用できないとき、ほかの施設を利用するため移動する場合がありますが、安全性を考えて問題はないのかお伺いいたします。

4番、福祉行政についてお伺いいたします。

平成18年4月より障害者自立支援法が新しくなりました。そのような中、通所型地域活動支援センターの施設利用者の利用料が平成18年10月からの適用後も今までどおり無料となっておりますが、19年度4月からの利用料について、障害児、障害者を持つ保護者が国の示す1割負担になるのではないかと危惧しております。

そこで、市独自の助成の取り入れを今後も考えているのかお伺いいたします。

5番、環境行政についてお伺いいたします。

事業主体は広域行政事務組合ではありますが、平成19年度からの那須塩原市総合計画の重点事業でもあり、ここ数回、この議会定例会にも取り上げられておりますので、私からも改めてお聞きいたします。

平成20年度稼働予定の那須広域第2期ごみ処理施設建設の今現在の進捗状況についてお伺いいたします。

6番、陳情・請願の採択案件についてです。

各定例会において、議長あてに多くの請願・陳情が提出されます。地域住民や市民団体等が、いわゆる切なる要望を議会に提出されるわけでございます。それを議会において審議し、採択を受けたものについては、提出者の強い思いが通ったわけでございます。

そこでお伺いします。

過去において、陳情・請願で議会採択がされながら未処理の件について、新市計画、ここ通告では新市計画と書いておきましたが、19年度からの総合計画等において、どう取り入れていくのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

25番、相馬義一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、新年度予算編成についてお答えを申し上げます。

平成19年度当初予算編成に当たりましては、

「着実な前進」をキーワードとして掲げまして、
一歩でも前に進み、本市の将来都市像である「人
と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」
を創出するための予算とすることを基本に編成を
いたします。

具体的には、平成19年度は、まちづくりの指針
となる総合計画が初年度を迎えることから、部門
計画の着実な実施を図るとともに、行財政改革大
綱、集中行財政改革プランの履行や、既に着手を
している継続事業などの計画的な事業推進に努め
てまいります。

また、新たな試みといたしまして、部の主体的
な予算編成を助長するため、部みずからが緊急度
や実施熟度を考慮し、優先順位をつけて事業を選
択する枠配分方式を予算の一部に導入してまいり
ます。

さらに、予算がなければ事業ができないという
固定観念を捨てまして、職員一人一人が知恵を出
し、市民の皆さんが真に求めるサービスに意欲を
持って取り組む創意工夫事業を計上する考えであ
ります。

いずれにいたしましても、国・県においては、
これまでも増して厳しい対応となることが見込
まれますので、本市といたしましては、限りある
財源を効果的、効率的に配分し、住民サービス、
住民満足度の向上に寄与することを目指しまして
編成をしてまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長、産業観光部
長、市民福祉部長、生活環境部長、総務部長より
答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私の方からは、教育行政
の1番から3番についてお答え申し上げます。

初めに、小学校のスポーツ活動における指導者
の選出方法についてであります。小学校のスポ

ーツ活動は、学校の部活動として活動している場
合とスポーツ少年団活動として活動している場合
があります。

部活動の指導者は、各小学校で教職員が顧問と
して選出されております。スポーツ少年団活動の
指導者は、スポーツ少年団内での話し合いで決め
られております。

次に、中学校における体育館の使用法の状況に
ついてであります。各中学校では、平日の放課
後や休日に、室内競技の部が部活動に使用して
おります。部活動の数が多い中学校では、体育館使
用の割り振りを定めて活動しております。悪天候
の場合に、屋外競技の部が活動に使用する場合も
あります。

次に、中学校の部活動などにおいて、他施設に
移動する場合の安全性についてお答えいたします。

部活動において、他施設を利用している場合、
行き帰りは、自転車や保護者の車で移動して
おります。中学校では、通常の登下校の際に準じて、
交通安全対策指導を行っております。また、保護
者に対しましても、交通安全に向けた啓発を行っ
ております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） おはようございま
す。

私の方からは、産業行政の3点についてお答え
をいたします。

最初に、東那須産業団地への企業誘致に当たり、
那須塩原市としての県に対する要望についてお答
えをいたします。

東那須産業団地へ大型商業施設を誘致するに当
たり、市としての県に対する意見、要望につつま
しては、1つといたしまして、地元中小小売業者
との競合が少なく、協力関係が築けるものである

こと、2つとして、インターチェンジが予定され、塩原、板室などの観光地への玄関口であり、広域からの集客が望めて、観光産業に寄与できるものであること、3つとして、地元からの雇用拡大が期待できるものであること、4つといたしまして、市が目指す将来像、「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」に合致し、設置に伴い予測される交通渋滞や周辺環境への影響に配慮できるものであることなどであります。

今後も、各種事前協議の中で、関係産業の振興や雇用の創出、環境の維持が図れるよう、県あるいは進出企業に対し要請していきたいと考えております。

次に、2番の店舗面積、店舗数、従業員数、駐車台数についてお答えをいたします。

事前協議の段階における数字ではありますが、店舗面積は約2万㎡、店舗数は約120店舗、従業員数は、店舗数から割り出したものでありますが、約1,000人、駐車台数は約3,000台となっております。

最後に、3番目のインターチェンジからの接続道路についてお答えをいたします。

インターチェンジからのアクセス、また出入口の県道との取りつけなど、アウトレットモール周辺の交通環境をいかに円滑なものにしていくかは、今後行われる交通協議の中で具体的に決まっていくわけではありますが、市としましては、周辺環境への配慮と交通渋滞を招かないよう指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、4番目の福祉行政の中の障害者自立支援法に基づく施設利用者の利用料関係についてご答弁申し上げます。

障害者自立支援法につきましては、平成18年4

月に施行され、身体障害者、知的障害者及び精神障害者といった障害の種類にかかわらず、すべての障害を持つ方が共通の福祉サービスを受けることによって、障害者の自立と社会参加を目指す制度であります。

新サービスの種類としましては、法に定められた障害福祉サービスと法に示されたメニューから市が選択して実施する地域生活支援事業に大別されます。

法に定められた障害福祉サービスにつきましては、市独自の助成はありませんが、市が独自に選択して実施する地域生活支援事業のうち、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センター事業の一部の3事業につきましては、現在、市独自の助成により、利用者の負担額を無料にしております。

その中の障害者施設のうち、市が社会福祉法人等に委託して開設している地域活動支援センター、具体的に申し上げますと、ゆずり葉、心の里、つくし共同作業所、ふれあいの森、この4つの施設につきましては利用料を無料とし、全額市の負担で運営をしております。

本市では、こうした市独自の助成を実施することによって、障害者個々に対するきめ細かな相談から訓練までの一貫した体制の充実を図り、地域での自立した生活と社会参加を支援していく考えであります。

以上であります。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私の方からは、5番目の広域第2期ごみ処理場の現在の進捗状況についてお答えをいたします。

周辺6集落であります木綿畑本田、鳴内、湯宮、藁沼、折戸、遅野沢から建設同意を得ておりますので、今月から建設予定地の整地工事に入りました。

て、メイン施設であります熱回収施設及び資源化施設の建設工事につきましては、来年の2月上旬に入札の運びとなる予定と広域の方から伺っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私からは、採択された陳情・請願についてお答えをいたします。

陳情・請願の状況であります。合併前の旧3市町における平成7年から16年までの10年間の数字で見ますと、まず受理したものが251件、このうち採択となったものが112件となっております。

さらに、平成17年以降、那須塩原市になってからの陳情・請願の状況は、受理したものが20件、このうち採択となったものが10件となっております。

これら採択されたものについては、実施中や実施済みのものがほとんどでありまして、その他については今後検討していきたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、新年度の予算編成についてですが、キーワードは「着実な前進」ということでしょうか。その中で、今の答弁の中で、継続、もちろん今度は総合計画がまだ案の状況で我々の方にお示しをしていただきましたが、継続事業を推進するというところでございますが、この継続事業についてちょっとお伺いいたします。どのような継続事業だかお伺いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

継続事業として主な事業を申し上げますと、ま

ず第2期のごみ処理施設の施設整備の事業でございます。それから、今回12月補正において、継続費から債務負担行為に変更いたしました三島学校給食共同調理場の改築事業がございます。そのほか、那須塩原駅の北土地地区画整理事業、そのほか3・4・1の本郷通りの道路改良事業、あるいは西那須野地区のまちづくり交付金事業、そのほか道整備交付金事業、これらのものがあると思います。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） そうしますと、今の事業をちょっとお聞きしますと、総合計画にある重点事業という欄が一番後ろにありました。その内容とほぼ同じということで解釈してよろしいかと思いますが、そこで1点、この後、多分ではなくて、質問の中に植木議員の方からも出ておられましたが、いわゆる新市計画において、地域道路の整備ということで市民の方にお示しをしているものがございましたね。その中で、新南下中野線などは確かに重点事業としてのられているんですが、私は地元ということであれなんです、青木洞島線、何度も何とかしてくれということでお話をした、質問等でもしたことがあります。

確かに一番終点であります矢板関谷線というんですか、その間の遅野沢金沢線というんですか、その予算等も少し補正予算ですか、あったと思います。9月の補正予算かな、であったと思います。

そういうことでありますが、この青木洞島線がどうしてもものっていないということで、私としては大変不満といたしますか、あるんですが、その辺についてはぜひとも今後、これは前期ということで5年間ですので、できれば前期の方にのせていただきたいと思います。まだ案という段階ですので、よろしく願い申し上げます。

その点について、もし答弁があればお願いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） ただいまの質問につきましては、一応農林サイドでやる場所につきましては、金沢高阿津間につきましては、現在地権者との交渉を行っておりまして、ほぼ地権者の方の同意は得られております。その中の工事の手法としましては、箒川にかかる橋につきましては、県の方で事業実施と。その両サイドの農道の整備については市の方でやるというふうな事業の執行は2つに分かれております。

いずれにしても、橋の方は18年度、19年度の2カ年で実施すると。その後、農務サイドの方の事業を、取りつけ道路を実施するというふうな計画になっております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） その答弁は確かに受けしております。しかしながら、その総合計画にのっていないということがちょっと、重点事業ですか、その中にのせていただきたいと。要望ですが、よろしくどうぞお願いします。

今度は、今の答弁の中で、新たに枠配分方式、あるいは職員一人一人の知恵を出してやる創意工夫事業という答弁がございましたが、この2つの事業あるいは方式ですか、それについて、もし具体的に説明があればお願いしたいんですが。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

部みずからが緊急度あるいは事業の実施熟度を考慮して、全体的な部の事業の優先順位をつけて実施できるということで、部の主体性を考えた措置ということで、予算の枠配分方式というのを一応平成19年度から施行する予定でございます。

現在のところ考えておる事業としては、保育園の管理事業、あるいは生活環境部における清掃センターの管理運営事業、あるいは建設部における道路の維持管理事業、このようなものを考えているところでございます。

また、創意工夫事業については、全国の自治体の中で、全くの予算が伴わないということではなくて、消耗品程度の、いわゆるゼロ予算事業として実施をしているものでございまして、具体的に、現在、那須塩原市でも実施しているものがございまして、ゼロ予算事業と位置づけられるものは、例えばトワイライトサービスであるとか、窓口案内、あるいはホームページの開設ということで、消耗品程度の予算で市民の要求にこたえていくというソフト事業を中心に、職員の知恵をおかりしまして事業を実施していきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） はい、わかりました。

私たちは政務調査費をいただいて、行政視察ということで、この間も会派で高松市をちょっとお伺いいたしました。確かに今、部長がおっしゃられたとおりに、職員一人一人が非常に努力をなされているという説明を受け、また特にそれが市の上層部からではなくて、いわゆる新人と申し上げますか、また入所して間もない方からのいろいろな提案を吸い上げて、非常にきめ細かな市民サービスを市民のためのサービスということでやっておられたのを視察しました。

ぜひとも、市民のためでございますので、一生懸命やっていただきたい、そう思います。

それと、いわゆる当然財源は決まっているというか、あれですが、その総合計画の中の基本計画の中の5年間の歳入というものも示されているわ

けです。そこにおいて、所得譲与税あるいは自動車重量譲与税、地方消費税の交付金等がどうも伸び悩む状況にあるということ。そのような中で財源確保というのは大変だなというのは私も確認するわけですが、その中で、与えられるお金ではなくて、集まる、きのうも岡本議員が質問いたしました、いわゆる税の収納率の問題も何とかしなくてはいけない点なのかなと。

那須塩原市においては、84%、85%とお聞きしておりますが、県内でワーストワンということらしいですね。

その辺で、税の収納率アップの事業として、確かに10月から県の職員との支援チームですか、取り入れるとかというお話を聞きました。また先日、下野新聞等でですが、県が本腰を入れて、来年度より税滞納の対策として、特別対策室、仮称ですが、それを発足するという記事が載っております。

当市において、その2名の支援チームということを取り入れているんですが、これは新年度になって両方取り入れる、またこれはあれですが、両方取り入れるのか、それともどちらかにして税収アップを考えているのかちょっとお聞きします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

県の県税事務所における市町村チームの支援チームですね。11月1日から活用をしておるところでございますけれども、当面、今年度までの措置ということでお願いしていることございまして、来年度以降、現在正式にまだ決定はしておりませんが、県の方針として、市町村との、いわゆる共同の組織づくりということで、県南、県央、県北ということで、3つ組織化するということで、本市としても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、追って職員の問題とか、

あるいは負担の問題もございまして、協議のテーブルに着くということになると思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） わかりました。

行政の財政というのは、確かに厳しくなる一方。北海道の夕張市の問題もございまして。夕張市、きょうのテレビでもやっていましたが、先日もあれですが、住民が夕張市から出ていってしまう、子供のいる家庭では大変負担が大きくなって出ていって、ますます、当然ながら住民税等が上がりなくなると。また、きょうのテレビ等では、職員にアンケートをとったところ、80数%ですか、早期退職の希望者がいるという。

市民にとりますと、市の職員が苦しくなったから自分は早期退職していいのかなという、そういう面もあるわけでございますが、いずれにしても、そのような中ございまして、どうか財政、市の執行部におかれましては、きちんとした行政をしていただきたい。要望を申し上げます。

続きまして、産業行政について、アウトレットの件ですが、お伺いいたします。

県への要望としては4つの要望をしたと。その下の2番、3番ともこれは関連いたしますが、私たちがこの危惧することと要望が大体一致しているのかなとは思っています。

その中で、雇用拡大があるということで、おおむね1,000人程度の従業員数になるのではないかと回答でございますが、その1,000人のうち、いわゆる地元雇用というのは何%ぐらいを考慮されるのかお聞きいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 地元雇用の率等、人数等はまだ考えておりませんが、企業で出しております従業員数の約1,000人の内訳につきまし

ては、店舗関係者が約900名程度を見ていると。そのほか、これに関連する従業員が100名の約1,000名で見ているということで、このうち地元企業として、約30ぐらいが見られれば、それなりの地元の雇用の拡大ができると考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） この件については、以前に眞壁議員の方から佐野のアウトレットのことを例に挙げて質問をされたこともあるかと思えます。

店舗面積が約2万㎡ということで、佐野のアウトレットが3万6,000㎡ということで、約3分の2ぐらいの大きさなのかなと想像するわけでございます。

実は先日、11月20日ですが、議員と知事との、当初の目的としては、首都圏移転の懇談会ということだったんですが、その中で知事の方から、そのアウトレットモールについての資料を提示されました。今、部長の答弁どおり、ほぼ同じ、当然同じでなくてはいけないんでしょうけれども、同じでした。

その中で、附帯施設というものも考えておられるということで、その附帯施設の中には、地元の特産品の販売、あるいは酪農、園芸の体験ゾーン、動物と触れ合うミニファーム等々が考えられるということですが、その中で地元の業者が附帯施設に現実に入ることができるのかどうかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほど、最初に答弁申し上げましたとおり、今後いろいろな協議の中でそこら辺も市の要望として出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） わかりました。

それで、まだまだ誘致企業というか、設置者というんですか、設置企業者とのこれからの協議があるのかなと思います。

その中で、いわゆる3番にあります接続道路についてもちょっとお伺いしますが、周辺環境の配慮をして、交通渋滞を招かないように指導したいということの中に交通協議も入っているということで、わかる範囲で結構です、交通協議というのその内容をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） ただいま県の方へ事前協議が出まして、県の方から那須塩原市の方へ事前協議の内容について、市の方で現在検討しているわけなんですけれども、市の方が事前協議の内容等がまとまりましたら、県の方へ今度はそれを回答する、報告するわけなんです。それで、それを事前協議して、今度は県の方で内部で、いろいろな各課の分野で検討すると。その中で交通関係も協議されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 私が少し、ちょっと早まっているのかなと。そういった計画が出たということで、地元ではどうなっているんだという意見が非常にあるものですから、私も早まって質問しているのかと思います。

いずれにしても、交通問題、非常に大切かと思えます。ぜひとも地元の人たちが迷惑という言い方はちょっとあれかと思いますが、かからないような道路交通に対して協議をしていただきたいと思えます。よろしくどうぞお願いします。

続きまして、教育行政の中の、小学校では部活とスポーツ少年団があるということで、部活においては、教職員が顧問として入っている、スポー

ツ少年団では、その中で話し合いで選出しているということですが、実は今回これを取り上げたという中で、大変私は手前みそでございますが、私は地元のライオンズクラブに所属しております。ライオンズクラブで年に1度、青少年の健全育成事業ということで、小学生のバレーボールの大会を実施しております。

そのバレーボール大会を見て感じたことなんです、我々、当然小学校単位でございますので、児童数の多いところはチーム編成は非常に簡単というか、人数的に問題ないかと思えます。少ないところもあるわけです。

そのような中で、実は前年度の優勝チームがことしは参加をしていない、そのようなことがありました。その参加をしない理由ということでいろいろお聞きしたわけでございます。その中で、参加できない理由は、チーム編成ができない。どうしてチーム編成できなかったかという中の理由に、いわゆる指導者と子供たち、あるいは指導者と保護者のいろいろなトラブルがあつてチーム編成ができなくなってしまったと、そのような意見をお聞きしました。

また、以前、吉成議員の一般質問の中にもありましたが、中学生のいわゆる部活、運動部の部活の入部者の問題を取り上げられたことがあります。平均的には県を上回っているという答弁だったと思いますが、その中で、女子生徒の運動部離れが進んでいる。その要因の中の一つに、小学校のときから運動を嫌いになってしまうという答弁があったと思えます。

そのような中で、やはり指導者というのが子供たちに影響を与えているのかと思って私は質問をしたわけでございます。

その指導者が当然非常に大切だという中で、その指導者に対する、選ばれた指導者をそのまま、

指導者に対する指導というんですか、何かそのようなことはあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） ただいまのご質問の指導者に対する指導ということですが、この指導者に対する指導については、県レベルでの指導、これは指導者の養成講座があつて指導が行われております。ただし、基本的には、学校の教員を対象にして行われているということですね。

それから、市内では、監督に保護者がついている場合が非常に多いわけですね。そういう中で、この指導者の資質向上といいたまいますか、指導力を高めるために、市内で認定指導者の養成をやってきたわけでありますが、そういう中で、認定指導員の相互の横の連携をぜひ進めてほしいということをお願いして、市内の部活、体育関係の指導者の組織を結成しておるわけですが、私がここで具体的に、どの程度講習等、そういうのが進められているか、今正確に把握してございませんが、そういう方向に努力しているということだけは申し上げておきたいと思えます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） そのような指導者の結成をされようとしていると。

先ほども申し上げたように、大変指導者、特に小学生等の時代、実は私も若いころスポーツをやっております、そのような要請を受けたことがございます。確かに婦人バレーなんかは受けたことがありますが、小学生あるいは中学生の指導というのは、私はかたくお断りをいたしました。その理由としては、やはり私のような者が指導して子供たちを傷つける、自分が気づかないで、指導者が気づかないで傷つけているとか、そのようなことに対して私はやはり自信がなかったものから受けなかった。

今、指導されている方はそのようなことはないかとは思いますが、どうかその指導者に対して教育委員会としても、しっかりとした指導をしてほしい、そのように思うわけでございます。

続いてですが、2番と3番、中学校の体育館についてですが、これもまた以前、吉成議員が質問をされたと思います。吉成議員が質問して今度私がするという事は、おのずとどこの地域の体育館かというのは想像がつかれると思います。

大変今、その中学校は部活が盛んで、一生懸命やっております。当然その父兄というか保護者も一生懸命になっておられます。

そのような中で、新しく体育館を建てるというのは、それはもちろん財政、いわゆる今、耐震審査の問題もありますが、いろいろな問題の中で、吉成議員への答弁の中には、やはり生徒数に合わせた体育館の広さとか、そういった答弁がありました。また、補助金の関係とか答弁がありました。また、耐震審査と同時に、体育館の増築といいますが、あるいは武道関係、剣道とか柔道関係をほかの施設に移すというか、いわゆる武道館の建設というようなことも考えてほしいというのが私の要望でございます。その辺はどうお考えですか、お聞きいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 現状は、議員おっしゃるとおりに、大変体育館そのものが小さいと、こういう状況でございます。

そういうものを含めて、今、学区の審議会と耐震の関係、何回かお答えしておりますけれども、そういう形の中で、学校ももちろんですけども、先ほども、先日も質問に出ましたけれども、今度は総合型地域スポーツの問題も出ていますので、そういうもろもろ含めて、そういう計画をできるだけ立てていきたいなというふうに今は思ってお

りますけれども、いずれにしましても、財源の問題ですから、どこに配分するかと、こういう話になると思っていますので、いずれにしましても、教育委員会としてはそういう方向で行きたいなと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） きのうの岡本議員の中でもそういった施設の問題が取り上げられました。

我々一般質問すると、最終的には財源の問題というところに行ってしまうのかなと。先ほど財源の問題も質問した中で、確かに厳しいというのは重々承知をしているところでございます。

子供たちのことですので、検討をよろしくお願いすると私からは申し上げるところでございます。

また、3番の中で、移動の場合、自転車あるいは保護者の車という答弁でございました。

現実に、ほかの施設に移動しているという、実施している学校は何校で、名前を挙げられれば、校名を挙げられれば挙げていただきたいと思えます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 中学校でございますけれども、6校でございます。学校名を申し上げますと、黒磯北中、厚崎中、東那須野中、三島中と西那須野中、あと塩原中と、6校になります。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 6校というと、随分多いんですね。半分以上ということですよ。

それもいろいろな理由があるかと思えます。

それで移動しているわけなんですけど、例えば厚崎中の場合は自転車あるいは徒歩で間に合うのかなと想像するところでございますが、東那須野中学校の場合は、例えばこちらの市の体育施設、あるいは一時的には県北体育館も利用しているとい

うお話を聞きました。そうなった場合は、ほとんどが保護者の車ということになるかと思えます。

そこで、保護者の車ということで一つ質問をしたいんですが、今、ワンボックスカーを結構保護者は乗っておられます。子供を5人あるいは6人乗せて移動した場合、もし交通事故等に遭われた場合、これは責任はどちらに、もちろん交通事故のあれにもよりますが、責任はどちらの方にあるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 原則として、学校の委嘱する指導者が監督のもとに、指導のもとに指導している、そういう部活等のいろいろな事故に対しては、関係の適用がされるわけですが、保護者が移動させる場合には、一般の保険が適用されると、そういうふうに理解しております。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 保護者の場合は一般の保険がということは、保護者の保険ということだと思います。

これは、保護者の車を使うということについて、その保護者の車に保険が加入されているかされていないか、あるいはその車を使っていかどうかというのは、学校側としては決めているのか決めているのか。いわゆる保険等の確認等、あるいはその責任が保護者にあるということ自体を運転をした保護者が理解しているのかどうか、その辺をきめ細かく示すことが必要かと思えますが、その件について答弁を求めます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） この点については、非常に難しい状況でございます。これは、学校の部活動としてやっているものと、それからスポーツ少年団としてやっている場合。ただし、活動の場が、

大部分は学校でやっているわけですね。通称学校団と呼んでいるわけですが、保護者が指導の任にあるという場合ですね。

それで、今ご質問いただいているのは、学校外に移動する場合の件ですね。ですから、この点については、明確に学校側でこういう対応をするという状況にはなくて、スポーツ少年団の決まりの中で適用されていると、こう理解しております。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 教育長は、教育長の立場からそのような答弁かと思えますが、いずれにしても、学校に子供が入校してそういった組織の中で活動するわけですね。いかなる学校授業であり、スポーツ少年団の活動でありまして、教育委員会としては、そういった車を使うときにはこういった保険に入っている車を使ってくださいとか、そういったものを適切に指導していただきたい、そのように思います。よろしくどうぞお願いいたします。

私としては大変長い質問になってしまったんですが、続きまして、福祉行政についてお伺いいたします。

実は、今、助成があって無料になっているというのですが、これは新年度になってからもその方針は変わらないということ、新年度以降も変わらないということでございましょうか、お聞きします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

ただいま利用者負担がないと申し上げました通所授産施設につきましては、市が直接、公設で施設を設けたもの、それから社会福祉法人に委託をして事業をやっているもの4カ所については申し上げました。それ以外の通所の授産施

設、例えば太陽の里で経営しているセルフくろいそ、こういったものも当然あります。ここについては利用者負担が当然1割かかっているわけですね。

今後、19年度以降、今言いました4カ所については、いつまで無料のままでいられるかということは、これはまたちょっと年度等は申し上げられませんけれども、今言いましたような、民間の法人が運営している、経営している授産施設等も含めて、その利用者も当然おりますので、個々の利用状況等もよく調査した上で、今後全体的な中で、やはり今の無料がいいのかどうかということも含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 大変に民間と公設というのがあるものですから、そこでまだ差があるというの、これもいかがなものかと思えます。

実は先日、我々会派として、敬清会として、心の里を視察してまいりました。そこでいろいろ話を聞いたところによりますと、利用者が15名おられる。そのうちの5名が身体障害者、10名が知的障害者ということで、15名の方は、私が見る範囲では、大変生き生きとして活動している、作業をしているというのが私の感想でございます。

大変、そういう意味ではこういう施設は必要なのかなど。もちろん市の方でも必要だと理解しているんですが、その中で、一人が一生懸命働いた、いわゆる工賃ですね。一人の工賃が話を聞きますと、月に約1万と。その1万というのも、平均でありまして、稼げる人は4万ぐらい稼げる。稼げないという言い方はおかしいかもわかりませんが、300円から400円ぐらいしか1カ月働いてもならないと。

そのような中で、今度は利用料が取られるとなると、やはり保護者に対しての負担が大きくなってしまおう、そこで危惧しているわけでございます。現実を見ると、ああいう施設が必要で、そういった障害を持った方がああいうところに来て、いわゆる社会参加をしていただきたい、そう思うわけでございます。

それが、利用料が上がったために、ちょっとお聞きしますと、約20日間例えば利用した場合、1日400円、月にしますと8,000円ぐらいの負担となると。となった場合には、やはり保護者の負担が大きくなって、では利用をやめようかと。利用をやめるということは、当然在宅になるものですから、今度は保護者自体が身動きができないということで、大変負担になる。

できれば、今後もその助成をしていただきたいというのがお願いされたところでございます。

その中で、できれば稼いだ工賃の中の1割負担とか、そういった別な方法をとっていただければ、それはそれで利用料を払うということで理解はできるんですがというお話を聞きました。その辺はいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

具体的に、今議員がおっしゃられましたようなことがいいのかどうかということも含めまして、例えば心の里、ふれあいの森、つくし共同作業所、この3つが市で設置した授産施設なんですけれども、これが同じような形態で運営していくのがいいのか、また状態が当然障害者によって変わるわけですから、例えばAという授産施設については、作業効率等が上がる、それに見合った収入が得られる方、それからB、Cというランクをする場合に、Cの方は全く、今議員がおっしゃられました

ように、月何百円とか、そこまで行かない方も当然おりますので、そういったことで、施設で割り振りをするような形も必要なのかなと。

Aという比較的収入が多いところについては、それなりの、当然1割負担とかそういったものは必要が出てくると思いますし、Cという授産施設に通う障害者については、利用負担に見合う金額を市から直接助成するとか、そういった方法を今後研究検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 了解いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

また、そこで1点だけですが、指定管理者等の問題があると思うんですが、できれば指定管理者ではなくて、社会福祉法人等で今後ともやっていただきたい、そのように要望をいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。

周辺6集落からの建設同意は得たということで。となると、来年度の2月上旬のメイン施設の入札の予定ということで、そういう意味では、今後は入札し、そして建設を推進する、その段階までもう来たということで、そういうふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） そのようなスケジュールで進んでいるということでございます。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 12月に入ったら整地工事に入るということですが、現実に入っているのかどうか。それと、多分その6集落からこの建設同意を得るに当たって、いろいろな要望等があったかと思えます。その要望等について、6集落あるんですが、お話できる範囲で結構です、要望等

を答弁お願いすると同時に、その要望に対して、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

まず最初にありました整地工事関係でございますが、これにつきましては、実は昨日契約をしたというふうに聞いています。内容につきましては、工期が来年の2月28日までというふうになっております。落札業者は、那須塩原市の塩原地区にあります谷黒組というふうになっております。

工事内容ですけれども、造成工事が3万3,300平米。これには実際に広域が持っている建設予定地のところと借地部分が一部造成のために植えかえをしておいたり機材を置いたりということで少し借地をするんですが、その部分ということになります。

以上、概要ですけれども、ご報告させていただきたいと思えます。

それから、もう一点ありました周辺整備関係につきまして、概要をお話ししたいと思います。

まず、地区別に若干お話をさせていただきますけれども、湯宮、嶋内地区につきましては、大変懸案でありました上水道の給水工事があります。これにつきまして、実はこの第2期ごみ処理場の方に水道を引く関係もございまして、その関連工事ということの位置づけもあります。それで整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、木綿畑地区につきましては、公民館が老朽化しておりまして、その支援をしていく。そのほか、若干道路整備、それから文化財の保護関係でご支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、遅野沢、藁沼につきましては、細かな内容なんです、公民館の一部改修とか、その

公民館回りの若干の整地関係等、細かな要望がございましたので、自治会の方で直轄でやっていただくということで、金額的な支援をします。工事自体は市の方で直轄でやるということではなくて、お願いしたいということで合意に至っております。

それから、残りの折戸につきましても、公民館建設ということで、これについても補助をします。

基本的には、地元も一部負担をお願いする、満額市の方でご支援するというのではなくて、応分の負担もいただきながら、事業実施はその地域でやっていただくというのを基本にしています。水道は、一部本管に絡んでいる工事は水道部の方をお願いをしてやっていく。それから、給水工事は自分たちで組合を別につくって実施をしていくというような形で役割を分担していくというふうな形で、現在合意に至っておりますので、これに向けまして、19年度予算編成の中で反映をさせながら、数年かかるとお思いますので、逐次平準化をしながらやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 11時になってしまったんですが、では、広域事務組合の件なんですけど、2月上旬に入札という答弁だったんですが、いろいろな談合問題等で入札ができるのかどうかというお話も聞きました。何社ぐらいの入札を考えておられるのか、それをお聞きます。

同時に、いわゆるこの入札と同時に建設に向けて進むわけですが、20年度の稼働という、この最後があるわけですよね。これに間に合うのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

まだ業者の選考会議をしておりませんので、何

社というのはまだ決まっております。せんだっての全員協議会の方で広域の組合に報告した内容を私も報告させていただきましたけれども、大手の企業と地元のジョイントをするというような方式と申しますか、考え方は示されておりますけれども、何社でお願いするというのは、これから選考会議に入っていくということで、まだ決めていないというふうに聞いております。

それから、稼働のスケジュール関係でございますけれども、当然若干おくれてきておりますが、最終のおしりの段階は、平成21年4月に負荷の運転が始まる。でも、全量負荷という形になりますので、実質上は4月から本稼働に近い形では動くというふうに考えています。ただ、あくまでも負荷試験というレベルでございますので、引き渡し自体は7月いっぱいまではかかる、8月からこちらが正式に引き受けるという形で、実質の運転上は、予定と申しますか、21年度頭からできるものだというふうに現在のところスケジュールをつくっております。

以上です。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 大体のあれはわかりました。

いずれにしても、百二、三十億の建設費がかかるわけですね。ぜひとも後々のメンテナンスも含めた業者選定をしていただきたい、そのように思うわけでございます。

それでは、まだあるんですが、議長、よろしいでしょうか。

6番の陳情・請願の採択案件についてお伺いをいたします。

数字的には採択された数字は、確かに数字どおりわかり、理解いたしました。

その中で、未着手の数字というのは、今回は出

されていないと思います。

それではございますが、確かに新市計画あるいは総合計画の中で、今までのこの採択された採択案件の中で、全部が全部取り入れていないということで、例えば平成12年12月に出了された市道板室油井線、那珂川橋の件や、新しい市になって市道熊久保芦ノ又線、あるいは地方における管理栄養士の設置についての件と、この辺あたりは確かに取り入れられていると思います。

しかし、私が今回例に挙げた、東小屋沼野田和線を今回例に挙げたわけですが、これが全然着手の予定がないとなっています。この線についてちょっと、どうしてなのか、それだけちょっとお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 平成4年の3月の第1回定例会で採択されました東小屋沼野田和線の市道整備のその後の取り扱いについてでございますが、この路線につきましては、当時、道路整備の事業化を図るため、地域住民を対象にいたしまして説明会等を実施したところでございます。

その後、現場の方に入りまして、現況測量とか、そういうものを実施いたしましたところなんです、一部地権者の方から理解が得られなかったということで、事業論議で終わったというような状況に現在なっております。

○議長（高久武男君） 25番、相馬義一君。

○25番（相馬義一君） 一部地権者の問題ということでありますが、どうして私がこれを取り上げたかということ、いわゆることしですか、4号線の増幅というんですか、工事の承諾というんですか、それを多分とられたと思います。東那須野地区のその4号線の混雑に対しての県からのこれはあれだと思っておりますが、そのような中で、当時の要望を出したのも当然議員であり、あるいは行政区長、

あるいは地域のリーダーが非常に努力をし、協力をさせていただいた、そういういきさつがあります。そして、提出をされた。そして、採決をされた。

そのような中で、今回もまたその4号線の件について、同じ地権者なり、あるいは4号線だけではなくて、この間できました公民館、東那須野公民館、そういったものに対して、非常に地域の区長であり、リーダーが協力をしている、努力をしている、そのような中で、では、あのとき我々はこういうふうに努力して協力してあげただけけれども、あのときのやつはどうなったのかという説明が今までなかったという返事がありました。それでどうなっているのかと私の方へ来たわけですが、その説明責任というか、その辺を私は求めるところでございます。

今回、この請願・陳情ということで私は提案したわけですが、それだけでなく、いわゆる我々議員がこうやって一般質問をしているわけです。一般質問の中で答弁があって、答弁の内容、例えば私が平成17年6月で公設保育園の問題なんかも取り上げました。後々、民設に移行するという答弁をいただきました。そのような中で、では、その民設になるのがいつなのかと言われたときに、では、それは私は——私の勉強不足もありますが、19年度に2園がなりそうだというお話があったんですが、それもどうやら消えてしまうのかなと。そのような、我々に対しての説明というものがないのかなと、そのように思うわけでございます。

我々議員、32名いるわけですが、各地域から、議員だけではなく市民からも各部局にはいろいろな要望等が上がってきます。当然それを全部把握して全部やるわけにはいかないのは、これはわかっております。しかしながら、先ほど申し上げたような、市民に示されたものについては、どうか市民との信頼関係、あるいはこの議会と執行部の

信頼関係というのを含めて、どうか今後は、今後どうなるというそのお示しをしてほしい、そのように思って、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 以上で、25番、相馬義一君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 鈴木 紀 君

○議長（高久武男君） 次に、6番、鈴木紀君。

〔6番 鈴木 紀君登壇〕

○6番（鈴木 紀君） 皆さん、こんにちは。

議席番号6番、鈴木です。

通告の順に従いまして、質問させていただきます。

1、防犯行政について。

(1)防犯灯の設置、維持管理について質問いたします。

本市においても、防犯灯設置費等補助金交付要綱に基づいて、設置費、維持管理費用等の補助金が交付されています。

第2条による住民自治の観点から、自主的に防犯灯を設置し、維持管理する団体に対し、それに要する費用の一部を補助することにより、夜間における市民の安全を図ることを目的として成り立っています。

設置費用、補助金については、1基について、

電柱あり1万5,000円、電柱なし2万7,000円、維持管理費補助金については、電気料の70%以内におおむねなっています。

近隣市町では、設置費用は全額補助、維持管理費用については補助金なし、または設置費用、維持管理費用ともに全額補助で対応をしています。

昨年17年度の設置費補助金は、黒磯地区103灯、補助金164万1,000円、維持管理費補助金624万3,665円、西那須野地区57灯、補助金91万8,700円、維持管理費補助金367万3,169円、塩原地区44灯、補助金74万25円、維持管理費補助金121万8,111円です。全市合計、新規設置204灯、設置費補助金329万9,725円、維持管理費補助金6,371灯、1,112万4,945円であります。

今後、地域の安全・安心のためにも、順次設置していくとは思われますが、本市において、設置費、維持管理費用について、全額補助金で対応する予定はないのかどうか、お伺いいたします。

次に、2の環境行政について。

(1)バイオディーゼル燃料の導入について質問いたします。

現在は価格の高騰、地球温暖化への影響を軽減していくために、クリーンエネルギーの利用拡大は国際的な取り組みになっています。

政府は、地球温暖化防止をするための京都議定書の目標達成計画で、2010年度には原油換算で、ドラム缶250万本に当たる50万kℓのバイオ燃料の導入を目標にしています。

また、地球温暖化防止及び化石燃料の枯渇等の問題を解決する方法の一つとして、植物性油脂を利用し、自動車用の主要なバイオ燃料として使用することへの期待は相当なものであります。

植物からつくった燃料の場合、排ガスから出る二酸化炭素の量と原料の植物が吸収した二酸化炭素の量は同じになると見ており、環境への影響は

少ないとされています。

京都では既に1997年から廃食用油、てんぷら油の回収等、バイオディーゼル燃料の再生事業を始めています。年間150万ℓのバイオディーゼル燃料BDFを生産し、ごみ収集車220台、その他市営バスにも使われています。年間4,000tの二酸化炭素の削減効果があると言われています。

通常、廃食用油、てんぷら油は主に紙等に吸収され、燃やすごみとして清掃センターで焼却処理をしています。これは、焼却温度が高温になり、焼却炉に高負荷をかける原因にもなります。また、一部は、家庭の排水口から下水道や排水路に流されており、下水道の水処理センターでの処理機能に影響を与える要因となっているようです。さらには、河川の汚濁により、水質への悪影響も考えられます。

これらの状況を踏まえ、環境保全、廃棄物リサイクル、またリデュースに当たるのでしょうか。

化石燃料の消費削減と循環型社会の形成確立を目指し、廃食用油、てんぷら油の燃料化システムの導入への可能性について伺います。

次に、3の教育行政について。

(1)自殺予防対策について質問いたします。

昨年1年間の全国の自殺者は3万2,552人で、8年連続して3万人を超えました。交通事故死の4.7倍に当たると言われています。

世界の自殺死亡率は2002年にWHO（世界保健機構）が発表した資料によると、10万人当たりの自殺死亡率は、日本は国際的にも、主要先進国の中で極めて高いことがわかります。

ちなみに、ロシアは38.7、次いで日本25.3、フランスが17.5、ドイツは13.5となっています。

昨年、栃木県内では28.6で、570人が亡くなり、全国平均より高いのであります。

しかし、欧米では社会の努力で避けることで

きる死として、国レベルで自殺予防対策を推進しています。

働き盛りの男性の自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周囲の人たちにはかり知れない悲しみや苦しみをもたらします。社会全体にとっても大きな損失であり、自殺を個人の自由意思に基づく行為とする見方もありますが、自殺の背景には過労や倒産、リストラ、社会的孤立、いじめといった社会的な要因があります。そういった社会的な要因が自殺に追い込んでいるのだらうと言われています。

原因としては、健康問題が40%、経済、生活問題が31%、家庭問題が9%となっています。

専門家は、本人が周囲に相談できたり、周囲の人が本人の死んでしまいたいというサインに気づくことができたりすれば、避けられると言います。

自殺者の遺児で20歳未満の人も9万人を超えたとされています。

年齢別では、全体の約6割が50歳代以上、男女別では、約7割が男性であります。

また、自殺者の約8割が抑うつ状態だと言われています。そういう面では、社会にうつ病に関する知識を広めることが大切だと思います。地域や職場で心の悩みが大きい人やうつ状態に陥っている人を早期に発見し、適切な相談や専門家を紹介し、治療することができるネットワークの体制を構築して、素早い対応をしていくことが重要なことではないでしょうか。

これからは、ますます高齢化社会に向かっていることは周知のとおりです。

先日の新聞報道では、承諾殺人で次男を起訴したとありました。母親が18年前から寝たきりの状態で、次男が介護していたが、介護に疲れ、車内で母親の同意を得た上で殺害し、自分も薬を服用して自殺を図ろうとしたが死に切れず、自首した

という記事でありました。また、老老介護をしていたけれども、同じように介護疲れで、車内で排ガス自殺をした記事もありました。また、インターネットでは、自殺を呼びかけ、集団自殺をした事例もありました。

どんな事情があろうとも、絶対に自殺はいけな
いと思います。命の大切さ、生きることの大切さ
は何としても訴えていかなくてはならないと思
います。

また、12月1日は、いのちの日でもありま
したが、マスコミの特集ではありませんでした。非
常に残念に思います。

6月の国会で自殺対策基本法が成立しました。
基本法では、自殺防止と自殺者の親族などに対
する心のケアの充実を目的としています。自殺
対策基本法は、国、自治体の基本的な対策とし
て、自殺防止に関する調査研究の情報収集、自
殺防止に関する人材の確保と育成、自殺のおそ
れがある人が受診しやすい精神科医などの医療
提供体制の整備、自殺未遂者など、自殺の危
険性が高い人の早期発見システムや発生回避、
自殺未遂者と自殺者の親族に対する心のケア、
市民団体やNPO等、民間団体への支援、自
殺防止に関する教育、広報活動の推進等を打
ち出しています。

このように、法案のポイントは、国や自治
体の責務はもちろん、企業、学校等も連携を
とるよう求めています。

自殺者には10倍の予備軍があると言われ、
そうした人は、もっと聞いてもらいたいと願
っていることが多いといいます。また、遺児
たちは心に深い傷を負っていることも見逃
せません。

基本法が成立して緒についたばかりですが、
本市としてはどのように取り組んでいくのか
お伺いいたします。

また、最近、いじめ自殺が連日報道されて

います。県の教育委員会でも、11月に公立
学校でのいじめ再点検を実施したと報道され
ていました。

数年前、栃木県の県央で中学生が自殺した
事件では、学校で日常的にいじめられていた
にもかかわらず、両親が損害賠償を請求した
裁判で、市側では、それをいじめではなく仲
間同士の遊びの範囲と主張していたが、一
審判決で退けられたものの、いじめを増長
させるような発言でもあり、大人がこうい
う感覚でいる以上、いじめ自殺はとめられ
るものではないと私は思いますが、いかが
でしょうか。

いじめは暴力であると言った有識者がいる
が、私も同感です。自殺予防対策は、いじ
め自殺を考える上で、教育関係機関との連
携は、子供たちの自殺予防において、極め
て重要であると思われま

す。また、学校教育においては、人権教育、
道徳教育、総合学習などを通じて教えてい
ると考えられますが、本市における教育委
員会は、どのように取り組んでいくのかお
伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君の
質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 6番、鈴木紀議員
の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、3点目の教育行政の自殺予防
対策についてお答えをいたします。

自殺対策基本法は、我が国の年間自殺者
が昨年まで8年連続して3万人以上となり、
全国の交通事故死者数6,800人をはるかに
上回る高水準にあることから、この傾向に
歯どめをかけ、自殺の防止を図り、あわせ
て自殺者の親族等に対する支援の充実を図
ることにより、国民が健康で生きがい

を持って暮らすことのできる社会を実現する目的で制定されました。

法律の基本理念の中で、自殺を個人的な問題としてのみとらえるのではなく、その背景に過労や倒産、リストラ、社会的孤立、いじめといったさまざまな社会的要因があり、これらが複合的な原因となって発生するものであることから、従来のように、単に精神保健的観点からだけでなく、自殺の実態に即して事前予防、発生への危機への対応、発生後、または未遂に終わった後の事後対応など、段階に応じた効果的な施策として、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体等の相互の密接な連携のもとに実施されなければならないとされております。

まだ国・県から具体的な施策が示されておられませんので、現時点では、本市の状況に応じた総合的な施策、自殺対策の取り組みを実施する体制づくりが必要であると考えております。

このほかにつきましては、教育長、生活環境部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） ただいまの教育行政の中の自殺予防対策について、教育の立場からお答えいたします。

生命尊重の教育につきましては、本市教育の進める「人づくり教育」の3本柱の一つである「豊かな心の育成」において重要なものと考えており、道徳教育を核として、あらゆる教育活動の中で、思いやりや生命尊重の心を育てる教育を各学校において実践しております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 私の方からは、1番の防犯行政、それから2番の環境行政についてお答えをいたします。

まず、防犯灯の設置、維持管理についてお答えをいたします。

防犯灯の設置につきましては、自主的な防犯意識を醸成するという意味も含め、地域の実情を最も把握している自治会組織等が設置し、引き続き適正に管理することを前提としておりまして、市はこれらの防犯灯の設置及び管理に要する費用の一部を補助するという制度になっております。当面は現行制度での補助を実施していく予定としております。

続きまして、ディーゼル燃料の導入についてお答えをいたします。

新エネルギーの導入につきましては、資源の枯渇や地球環境の保全の観点から、今後、調査研究すべき課題ではありますけれども、てんぷら油に関しましては、収集方法、施設の建設、精製後の残渣の処理など、コスト面からの課題も多い状況でございます。

民間では、精製施設を設置し、一部軽油の代用として利用しておりますが、まだまだ原料となる廃油が不足している状況にあり、有価物として買い取ってくれるということでもありますので、現状では、コスト的にはこの民間活力との連携を図る方がよいというふうに考えてございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木紀君） ありがとうございます。

では、順次質問させていただきます。

防犯灯の設置費、維持管理についてなんです、厳しいということで、それは大体わかるんですが、現状は行政区の区割りというのが、どうしたって道路で分かれていると思うんですが、片方の行政区ではつけていただきたい、でも、片方では必要ないというような話が出たんですね。そういう中で、後まで遺恨が残るとは思えないんですが、そ

ういった、片方はつけたい、片方はつけないというものも一つはあると思うので、そこら辺もひとつ考えていただきたいなと思います。

それともう一点は、以前、旧黒磯、旧西那須野町では、資源回収報奨金制度ってあったと思うんですが、今はやっていないと思うんですけども、その中で、各実施団体が計画書をつくって、それで行政区の方に上げて、回収業者に引き渡した、またその引き渡す量に応じて報奨金を出すという制度だと思うんですが、その制度をもう一回復活させて、各行政区にそういった設置費等の一部にでも使われるようなふうにしたらいいのではないかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 2点ご質問があったと思いますが、それぞれお答えをさせていただきます。

確かに、行政区間の境なり、例えば学校の方から見て、A、Bという通学路がありますと、遠い方のBの方からA地区を通って帰ってくる時に、ここに防犯灯があれば大変安全だという話が出て、Aの方へ頼みに行っても、Aの方では必要ないというような話があったと思いますが、多分その内容の件なのかなというふうに思います。

基本的には、行政がつけるというふうには、指導という形にはいきませんが、行政区間で協調してやっていただければというふうに思っています。その間には、我々の方でも相談にあずかって入っていくこともやぶさかではないと思います。

また、事例といたしましては、たとえA地区の、要するに区域外につくっても、費用設置等はBの方、さっき言いました区域外の方が費用を負担するからそこに設置させていただきという事例も事

例としてはございます。そういう解決の方法もあるかと思いますが。ケース・バイ・ケースに合わせてご相談にはあずかってまいりたいと思います。

それから、資源ごみ関係の回収の報奨金制度につきましてご質問をいただきました。

合併時に調整をいたしまして、新市になりましたら、新しい制度を構築していくというような内容で合意に至って、一時廃止になっております。ただし、西那須野地区につきましては、元気まちの基金活用ということで、少し扱いの違う分野もあります。

それは別といたしまして、確かにご質問の趣旨から考えれば、こういうこれからの地方行政というのは、市民と行政との協働というのが眼目にあると思います。その意味からは、地域が汗をかいて環境行政に貢献した部分をそういう防犯、してみれば、社会環境をよくするというふうに、大きく考えれば、環境行政に大きく寄与していく分野で貢献できる意味からも、また、今現在、ごみ減量化の検討をしておりますけれども、審議会の中で議論をしていただきたいとは思っておりますが、その新しい制度をどうするかという議論の中で取り上げることもやぶさかでないというふうに思っております。

結論はまだ出ておりませんが、報奨金制度につきまして、ごみ減量に有効だという全国の事例からも活発にやっているところもたくさんあります。その辺の事例も勉強いたしまして、検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） よろしくご検討のほどお願いいたします。

それともう一点は、維持管理費用が行政の方で、

先ほど言いましたように約70%、現状で1,200万ぐらいの補助金ということなんです。それで、市民の方が約30%で500万ぐらいを負担している。

そういう中で、東京電力さんの方に、余談なんです、眞壁議員さんもいるものですから、一緒に側面の方から協力していただくという形で、設置費用の500万を負担していただくか、もしくは電気料ですね、電気料の方、いずれか、全部とは言わないんですが、負担していただけるように行政側の方でも協力をお願いをしていただけたらどうなのかなと。

いずれにしても、職員も含めて我々もそうですけども、戻れば一般の市民になるわけですから、できるだけ負担が少ない方がいいと。また、そういう部分から見ると、東京電力さんの方にひとつ協力をお願いしていただければと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをさせていただきます。

東電の方のお話、以前に聞いておりますけれども、この防犯灯につきましては、電気料がもともとかなり安くご提供していますということです。よって、これ以上、企業といたしましては、ただにするということは減免ということになると思いますが、減免する考えはありませんということがありました。

ただ、東電さんといたしましては、一部ではありますけれども、防犯灯の器具の寄附をいただいております。そういう意味では、東電さんといたしましては、地域の防犯について理解を示して協力をしていただいているというふうに私どもは認識をさせていただいていますので、これ以上は企業でありますから、確かに議員さんもいらっやいますけれども、なかなか難しいのかなと。那須

塩原市だけ減免というわけにはなかなかいきませんので、ちょっと申し入れは、これ以上は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 新規設置の分ね。もう現状では、多分、若干かどうかわからないんですが、協力はしていただいていると思うんですね。それを増設の方もひとつ頭に置いて検討していただければと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

次の環境行政のバイオディーゼル燃料なんです、現状では、これから調査研究ということ、またコスト的に難しいということなんです、たしか栃木県の高根沢町ですかね、たしかもう今月ぐらいから始まっているのかなというようなことが報道されていましたが、各給食センター3カ所の廃食のてんぷら油を集めても、約3万・ぐらいになるのかなと思うんですね、年間で。そうすると、台数的には、京都の先ほど言った220台までは及ばないと思うんですが、数台はかなり燃料として使えるのではないかなということも踏まえまして、何とかそこの辺のところも実現の可能性に向けて、1歩でも2歩でも進んでいただきたい。

また、そういう中で、整備に関して、栃木県の中では、知的障害者の授産施設でも何か製造という中で、授産事業といいますか、そういう中でやっているということも伺ったものですから、それも含めて、一応考えていただければどうかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

ただいま県内の先進事例についてお話をいただきました。当方でもそれにつきましては、情報の把握をしております。

お答えした中で、民間活用というのがありますけれども、それにつきましては、実はし尿処理関係で、協同組合といいますか、公社というものがありまして、市内に関係しております。名前が大田原環境整備公社というらしいですけれども、そこで利用しております、自分たちだけでは不足するので、ほかの民間の方の廃油をまだまだ必要としているように聞いております。

購入価格は大変安いですが、リッター1円で購入してくれるという話ではございますので、そちらの方での、そこで市民の全部をというのは、これは当然もう無理だと思いますが、そういうものも含めながら、今後の課題にはさせていただきたいなというふうに思っております。

今の事例の関係につきましても、それぞれ関係部局の利用という分野もありますので、その辺と、コストだけを考えると、なかなか難しいものがありますけれども、環境の方の行政という視点に立って、若干コストが上がっても使えるのかなということになれば導入もあろうかと思いますが、これについては、いろいろなレベルで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） いずれにしろ、今言われたように、環境行政の中では、地球温暖化対策の中ではかなり二酸化炭素の排出削減にはなるのではないかなと思いますので、よろしくご検討のほどお願いしたいと思います。

次に、自殺予防の対策について質問させていただきます。

うつ病は心の風邪と呼ばれているようです。風

邪は万病のもとで、心の風邪もほうっておくと、心の肺炎になって、命取りにもなりかねないと言われております。うつ病は、心や体にさまざまな形であらわれるといいます。しかも、それがうつ病であることは本人にも家族にも気づくことが困難であると言われております。

そこで、かかり方についてなんです、地域の独居老人や障害者等については、民生委員が支援していると思います。大人については、事業所、また子育てについては子育て支援センターが支援していると思います。また、老老介護は高齢福祉が支援ということで、また先生は子供や保護者への対応を初めとして、さまざまな変化の対応を強く求められている。最近では、先生の心の健康も大事な問題であると言われております。

これら福祉や保健、事業所、教育関係機関等の連携は大事なところだと思いますが、具体的にはどのような連携を今後とっていくのか、また医療機関等についても、どう連携をとっていくのか、また相談窓口などに対する総合支援体制をどのように構築していくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

先ほど市長答弁がありましたように、まだ具体的な施策等が国・県から示されておられません。今の段階では、国・県等の情報等をいただきながら、市が中心となり、医療機関、それから事業主、学校、民間等々の相互の密接な関係を築いていくための体制づくりといたしますか、そういったものを今後考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

市の窓口ということになりますと、精神保健の関係で、保健福祉部の健康増進課が県の窓口にな

っております。その関係もありまして、市で申し上げますと、市民福祉部が窓口。心の健康ということになりますと、直接的には保健センターとか、また現在は社会福祉の方でも精神障害者の関係の担当もしておりますので、とりあえずは市の窓口としては、市民福祉部の社会福祉課、それから保健課が連携をしながら窓口として、今後体制づくりに向けて、国・県の情報をいただきながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 先日発表された人間関係に関する世論調査ということがあったんですが、人づき合いや人間関係が希薄になりつつあると思う人が80%あったというんですね。また、その反面、豊かな人生のためには、できるだけ多くの人との信頼関係が必要かとの問いに対しては、必要とした人は全体の95%にも上っていると。また、きのうテレビで、岩手県なのかどうかはちょっと忘れましたが、自殺予防の対策として、会話が大切であるというようなことが報道されていました。

そういう中で、悩んでいる人に対して一声かけることがどれほど、生きる勇気というものを与えることかはかり知れないと思うんですね。ですから、その人のそばに真剣に悩みを聞いてくれる人がいることが一番大事なところではないかなと思います。

ただ、難しいとは思いますが、その聞ける人に一人一人がやはりなっていくということが自殺予防の大事なポイントではないかなと思います。

そのためにも、自殺予防の普及ですね、とか啓発活動が大事になってくると思いますし、また講演会やポスター作成なんかも通して、市民の人たちに自殺予防対策を促していくという、助け合う心の醸成をしていくことも重要な観点ではないか

と思うんです。

そういう中で、できる範囲内とは言わないんですが、講演会とかポスターづくりなんかも、一刻も早くつくっていただいて、啓蒙活動をやっていたきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまのご質問ですけれども、新年度予算の要求時期でもありませんので、部内に限らず、調整をしまして、どういう具体的な事業が展開できるか、これから十分研究検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 一刻も早い対応をお願いしたいと思います。

次に、子供の自殺の対策についてお聞きしたいと思います。

幸いにも、本市ではまだいじめ自殺についてのものがまだお聞きしていないとは思いますが、学校では人権問題とか道徳教育、総合学習の中で、生きることの大切さとか命の大切さというのは確かに訴えていると思うんですが、人を救うことですね、また人を励ますことというものは、今、市民福祉部長の話にもありましたけれども、そういう中で、やはり救っていく、お互いが助け合う、また励まし合うという、そういう教育も当然やってきているとは思いますが、それが今までの結果として、本市でもいじめ自殺がないのかなと思うんですが、その点について、もっとより充実した、ましてやこれから今後大人になっていく、そういう子供たちというものを、やはりその中には、自殺願望とは言わないんですが、場合によってはそういう可能性があるというふうに考えると、本当に人権教育、道徳教育の中で、もっともっと、

あなたのそばには自分があるんだよという、そういう位置づけをもって教育をしていただきたいと思うんですが、その点もやっているとは思いますが、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教育の立場で、どんなじめ対策をとっているかということかと思うんですが、私も非常に心を痛めているといいましょうか、いろいろと思案に暮れている状況でございます。

それで、直接にはやはり自殺のサインを早く発見するということが、先ほど議員がおっしゃられたように大切だと思います。それで、そうしたサインを発見した場合に、やはり個別に相談をして、そして悩みや問題点を解決していくと、そういうことが大事だと、そんなふうに思っております。

学校教育の中では、全教科を通して人権教育と、生命の尊厳ということを進めております。それから、道徳という教科でもって、命の大切さあるいは助け合いの大切さ、そういうものを行っております。それから、健康教育ということで、これは保健体育の教科を通してやっているわけですが、実際にこうした教科とは違って、今、議員が言われるように、子供たちに豊かな情操をどうはぐくんでいくかという視点が大事だと思うんですね。これは教師と子供との、やはり信頼関係、このことが大事だと思いますので、学校の教員に対しては、子供たち一人一人をよく観察して、そして大切にしていくように申し上げているわけですが、基本的には、私は家庭の役割というんでしょうか、親子の愛情、厳しさ、そういう育ちが非常に今欠けているのではないかと心配しております。

○議長（高久武男君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 今言われたように、先生の存在というものがやはり物すごく大きいのかなと

思います。また、今言われたように、家庭の教育というものが大事だと思います。そういう中においては、保育所とか幼稚園とかというところに通っているお子様を見ると、僕らも言われたことなんですが、子を見れば親がわかる。ということは、やはり子供がどのような遊び方といいますか、また、親とのかかわり方というか、そういうものを行っていることによって、子供がやはり多重的な動きというんですか、そういうものをするのかどうかわからないんですが、そういう中で心の健康の話になりましたけれども、保健センターとか、そういうところのかかわりもの物すごく出てくるのかなと。ですから、ある部分においては、幼稚園の先生にしろ、保育園の先生にしろ、やはりそういう横の連携というものが非常に大事になってくるのかなと思います。また、その先生自身もやはり今はいろいろな病気で悩んでいることによって、心の健康というものが物すごくあると思うんですね。先生が常に心の中で不健康である、そういう状態において、子供がそういう中で教育されるということにおいては、やはり子供の方もかなり被害になってくるのかなと思います。そういう中においては、先生の方の教育もしっかりと、教育のメンテナンス、心の健康の相談といいますか、そういうものもしっかりとやっていただきたいなと思います。

そういう中で、那須塩原市においては、先日、今市の方の大きい橋、有名な橋がありますよね。何か自殺の汚名返上とかというのが報で載っていたんですが、本市においても、那珂川の上には5本ほど橋がありますよね。そういう中で、時たま花を見ることがあるんですが、そういうことのないように、やはり少しでも自殺の減少に行政の方でも一刻も早い手を打っていただければなと思ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で、6番、鈴木紀君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き市政一般質問を行います。

—————◇—————

◇ 室 井 俊 吾 君

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

〔32番 室井俊吾君登壇〕

○32番（室井俊吾君） 議席番号32番、室井です。

おなががいっぱいになって眠いかもしれないけれども、つき合ってください。

私から、平成18年第4回那須塩原市市議会定例会において、一般質問を行います。

ことしも不況のまま、まだまだ回復は先のようにあります。

しかし、那須塩原には、東那須野産業団地にアウトレット会社の進出が決まるようだし、その他にも、大型店の出店の予定があるということで、私が常に望んでいる仕事のある市になると思うし、少しは活気が出ると思います。職員皆様方の努力に期待するものであります。

本題に入ります。

1番の鳥獣の駆除についてであります。ことはクマが数多く出没し、大きな問題になってお

りますが、7月の日照不足で木の実がならなかったこと、地球温暖化によること、また猟師の数が減っていることなどで野生動物が増加しているのだと思います。今後は、鳥獣の数をよく調べ、保護すべきか駆除すべきかを考える時期に来ていると感じます。

(1)猿の被害について。

①猿の被害については、いろいろと聞いてはいますが、実際に何にどれくらいの害があって、どれくらいの被害になっているのか伺いたと思います。

②猿に発信器をつけていると聞いているが、何匹につけているのか、また、猿はどのような行動をしているのか伺いたと思います。

③有害鳥獣の駆除対策費として、那須塩原市はどのくらいの予算をつけているのか伺いたと思います。

④猿の害をなくす策はあるのか。鳥獣対策指導員などの指導は受けているのかを伺いたと思います。

次に、(2)クマの被害についてですが、クマの被害で、人が襲われた件数、また農作物の被害額や件数はどれくらいになっているのか伺いたと思います。

②那須塩原市のクマの頭数は、現在およそどれくらいになっているのか。この質問については難しい問題と思いますが、ことしは余りにも多く出没しているので、どのくらいの数があるのか、予想だけでもお聞かせをお願いいたします。

(3)シカの害について。

シカについても、被害を受けていると聞いていますが、どのくらいの被害件数があるのか、また場所はどのあたりが多いのか伺いたと思います。

(4)カラスとカモの被害についてであります。

カラスとカモの駆除は来年も行う予定と思われる

ますが、何回予定されているのか。駆除方法や時期等について伺いたいと思います。

2番、運動場・運動公園について。

(1)陸上競技場の建設について。

①合併して2年になろうとしています、人口が11万5,000人の市に陸上競技場がないということについて、非常に残念に思います。

現在の市内の運動場、運動公園等、幾つかある中の一つに陸上競技場の建設を考えるが、今後の実現性について伺いたいと思います。

②黒磯運動場の駐車場は狭いために、イベントの際には、利用者が不便さを感じている状態です。駐車場を建設する予定はないのか、また運動場中央通路の車どめはどのような目的で設置されているのか伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 32番、室井俊吾議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、2の運動場、公園についてをお答えいたします。

初めに、陸上競技場の建設についてお答えをいたします。

本市に陸上競技場はありませんが、黒磯運動場に補助球場、にしなすの運動公園に多目的運動広場、塩原運動公園に運動広場があり、陸上競技の大会を実施しているところであります。

陸上競技場を設置する場合、広大な敷地面積や多額な予算が必要となりますので、財政状況などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、②の黒磯運動場に駐車場増設のご質問で

ありますが、敷地内の有効利用などを考慮して検討してまいりたいと思います。

また、中央通路の車どめの設置につきましては、人やボールの飛び出しによる危険防止の対策であります。

このほかにつきましては、産業観光部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、私の方からは、鳥獣の駆除についてお答えをいたします。

初めに、猿による農作物等への被害については、山沿いの地域などにおいて、7月ごろから大根、トウモロコシ、リンゴ、カキの実などに被害が出ております。被害額については、18年度はまだつかんでおりませんので、17年度で申し上げますと、約170万円の被害となっております。

次に、2の猿の発信器についてですが、現在、黒磯地区が2頭、塩原地区が4頭で、合計6頭の猿に発信器をつけております。

行動範囲につきましては、おおよその行動圏がわかる程度で、具体的な行動までは把握はできておりません。

次に、③の有害鳥獣の捕獲対策費については、平成18年度は、約570万円の予算を計上しております。

次に、4の猿の害をなくす対策については、電気さくによる防除、支柱とネットを組み合わせた防護さくによる防除、ロケット花火などによって威嚇する防除などの対策があります。

また、猿の対策として、塩原地区では、被害発生や出没の連絡が入った際に、鳥獣対策指導員が現場を確認し、被害対策のアドバイスを行っており、黒磯地区では、猟友会に委託をして定期的にパトロールを行っております。

次に、(2)のクマの被害については、市内では、

10月下旬、深山ダム上流の山林で、キノコとりをしていた男性がクマと遭遇し、頭部に軽いけがをした人身被害が1件ありました。

今年度、市に寄せられた農作物の被害報告では、黒磯地区が29件、塩原地区が11件、西那須野地区が2件で合計42件となっております。被害額については、これにつきましても、17年度で約1,200万円の被害となっております。

次に、②の那須塩原市のクマの頭数についてですが、市内の頭数については、把握をしておりません。ただ、県内で約180頭から500頭が生息していると推定をされております。

次に、3のシカの被害については、市に寄せられた被害報告では、塩原地区において被害農家が18戸で、被害場所については、中塩原、上塩原、湯本塩原において、大根やカブの被害が出ております。被害額につきましては、これにつきましても17年度で、約120万円の被害となっております。

最後に、4のカラスとカモの被害についてですが、有害鳥獣捕獲の実施については、来年度も5月中旬に市内全地区一斉に1回、塩原地区は被害状況により2回から3回、銃器による捕獲を実施し、被害の防止を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 平成17年度は170万円の被害だったそうですが、猿については年々多く出ているし、最近は今まで出ていなかった藁沼、あるいは遅野沢まで出ております。

18年度の被害額がどのくらいになるかというのは、ちょっとわからないとは思いますが、もしわかっていたら、18年度の被害額の予想だけでもいいですから、どのくらいになる予定かお願いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほど答弁しましたように、まことに申しわけございませんが、現在18年度の状況はつかんでおりません。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） ②の問題になるかと思いますが、発信器、これについては、塩原が4つ、4頭につけてあると、それで黒磯に2頭つけてあるということなんです。この問題についても把握していないというんですが、発信器をつけて、その発信器で本当は追ってもらいたいと思うんですが、なかなか把握していないということなんです。本当にそこまではやっていないか、やっであるか、もしわかっていたら、発信器についての。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） ある程度の行動範囲はつかめている群れもあります。ただ、その群れによっては、正確につかめていない群れもあるものですから、行動範囲については正確にはつかんでいないと先ほど答弁したわけなんですけれども、参考までに申し上げますと、塩原の上ノ内群という猿に発信器をつけているんですけれども、その猿の行動範囲についてはさほど広くなくて、藁沼、遅野沢、その周辺をえさ場として行動範囲としていると、そういう状況はある程度はつかんでいるんですけれども、全体的にここが行動範囲だというのは現在つかんでいない。

また、発信器の寿命が約3年ということなものですから、つけてから3年過ぎますと、つけた猿の発信器の電池が切れるということで、その後は不明確になるものですから、なかなか3年以内に猿の行動を全部つかむというのは、なかなか難しい状況だと思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番(室井俊吾君) 今、田代さんから言われたように、大変、猿の行動範囲をつかむのは大変だと。本当に大変だと思います。

それで、私は考えているんですが、ことしも駆除を何頭かやってもらって、春になったら駆除をやめておるので、駆除をやめたときに、また発信器を鳴内湯宮の方面、あるいは百村方面、そこへ3頭ぐらいずつ何とかつけてもらって、3年間の間と言いましたけれども、その3年間の間に、発信器が稼働している間に何とかもう少し猿が奥山の方にも行くんだか行かないんだか、里へ来ている猿がもう山へは帰らないんだか、その点を何とか調べてもらって、後の策をとれたらと思うんですが、今後とも発信器をつける考えはあるのかないのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長(高久武男君) 産業観光部長。

○産業観光部長(田代 仁君) 発信器の計画は、これから捕まえた段階で数多くつけてその行動範囲は調べたいと考えております。

あと、先ほど議員さんが言われました行動範囲で、黒磯地区では木の俣群という群れに2頭発信器をつけているんですけれども、この群れの行動範囲は非常に広うございまして、だから、それが実際に、その発信器をつけた猿がそれだけ行動しているんだと思うんですけれども、その猿がはぐれ猿なのか、一緒に仲間に入って行動しているのかとか、そこら辺もはっきりつかめないものですから、ある程度、猿の行動範囲を調べるためには、発信器の数をつけないとつかめないものですから、それらについては、今後順次実施していきたいと考えております。

○議長(高久武男君) 32番、室井俊吾君。

○32番(室井俊吾君) 本当に猿は利口だといいますけれども、動物の中では利口な方だと思います。結構群れが、どこの群れだかという、ちょ

っとなかなか見つけられないものですから、今後ともそのようによろしくお願いします。

では、③の570万円の予算がことは出ているといいますが、17年度は589万4,000円ですか。そうすると、被害額が170万円というふうになりますと、毎年600万近く予算が出ているんですが、その予算額が170万円のところへ600万の予算で、私にしてみればちょっとおかしいような気がするんですが、その500何万とか600万近くの金がどういうふうに流れているんだか、猟友会の方には行くんだと思いますが、猿の駆除とか、そういう駆除に使われているのか、わかっている範囲でよろしくお願ひしたいと思うんですが。

○議長(高久武男君) 産業観光部長。

○産業観光部長(田代 仁君) では、18年度の予算要求の中で大まかに説明したいと思いますが、黒磯地区につきましては、有害鳥獣の駆除関係と猿の保護管理の固体数調査委託と猿の保護管理パトロールと、あと18年度は猿の捕獲わな、クマの捕獲わな等を備品で購入する予算計上をしておりましたので、委託事業として約180万ぐらいの黒磯地区の予算になっております。西那須野地区につきましては、有害鳥獣の捕獲関係で25万で、残りは塩原なんですけれども、塩原地区につきましても、鳥獣対策指導員の委託料、あとは有害鳥獣対策事業費として、野菜の生産組合に対しての補助金等を含めて、塩原が約300万ほど。細かい、そのほか、需用費とか食糧費とかあるんですけれども、そういった予算の割り振りになっております。

以上でございます。

○議長(高久武男君) 32番、室井俊吾君。

○32番(室井俊吾君) その予算関係はなかなか難しいと思いますが、今後とも鳥獣の被害のあれに出ている予算なんで、指導の方、よろしくお願

いしたいと思います。

あと、猟友会に委託してパトロールを行っているということなのですが、その結果について、猟友会に頼んでパトロールをした結果、どんな結果が出ているかわかっていればお聞きしたいんですが。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたように、塩原地区の指導につきましては、各被害発生等の連絡があった場合に、そこへ行きまして、その対策等を指導していると、先ほど答弁したとおりなんですけれども、黒磯地区につきましては、黒磯の猟友会の方へパトロール関係を委託しておりまして、猟友会としては、その対応として、会員を2人1組の班を編成しまして、主に土曜、日曜、猿の監視等で委託パトロールを行っております。

その結果等につきましては、毎月の月報等を黒磯の場合はいただいておりますわけなんですけれども、威嚇等が主の仕事になっております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） その結果がなかなかうまくわかってこないと思うんですが、その方の指導もよろしくお聞きしたいと思います。

これはちょっと、高林の猟友会の人に聞いた話なんですけど、今年度、猿の駆除に対しては250頭まではとっていいんだという指令が出ているということなんですけど、250頭もとれるのかとれないのか疑問に思ったんですが、そういう250頭もとっていいという、駆除してもいいという指令は出ているんですか。その辺のところ。高林地区の猟友会だけの問題だと思うんですが。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 猿につきましては、

今、1年間を通して駆除できる制度になっておりまして、ただ、今言った250頭云々というのは、市の方からその駆除頭数を言っていないと思います。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） その250頭というのは、恐らく250頭もとるならばこんな問題が出なくなるのかなとは思ってはいるんですが、ことし、今までにとった高林関係の猟友会の計算ですと、何か29頭ぐらいしかまだ駆除していないという話でした。

いずれにしても、クマや猿が多く出て困っているんですが、テレビ等で見ますと、滋賀県とか京都府、岐阜県あるいは長野県と、山の多いようなところ、そういうところに多く見られるわけなんですけど、県によっては大体1,000匹、県内にいると。被害額が大体5,000万円というのは、こういう大きな額になったり大きな数になっているというようなことがテレビ等では騒がれています。

そこで、私が大体調べたんですが、ことしの2月ごろですか、湯宮の部落で大体38匹までは数えたんですが、それより多くは、ちょっと山で木があつてなかなか数えられなかったんですが、湯宮の方にも38匹以上、恐らく50頭近くいると思うんですが、これは大体鳴内地区に出る群れと思ってもいいと思うんですが、あと、百村。百村の場合は、3日前に見た群れなんですけど、これは32匹まで数えました。

そうすると、七、八年前まで板室とか油井のあたりにいたのは、私は油井の後ろの田んぼで数えたのは、そのときは58匹まで。これは60頭から70頭近い群れだと思うんですが、板室の方の群れは、今聞きますと、大体はぐれ、鉄砲で撃ったんだか何だかで小さい群れになって、3つぐらいに分かれているらしくてわからないんですが、たまたま

これも先月の24日ですか、油井のところを通ったときに見たんですが、そのときには23頭まで。油井の下で。そういうところどころに猿の群れがいると。

そういうことで、うちの方の山沿い近くは、本当にそういう群れがちよいちよい出るので、農家の人は本当に困っているというようなことであります。何とかしてもらいたいわけなんです、なかなかうまい策がないということで大変だと思います。

本市にも年々、被害が増大していると思います、農家のことを考えますと、戦争だと思うんです。昔の映画とかそういうのを見ますと、夜盗とか野武士が出てきて農家を襲って、そうなる、くわとかを持ってそういうのと戦ったということで、今の猿との戦いというのは戦争に等しいと、そんな状態が農家の中では続いているんだと思います。

確かに町中の人は想像できないんですが、うちの方の山沿いではそういう戦争のような状態が続いているということなんです。食べ物とかお金にする、ナシとかリンゴ、それとか産直に出す大根とか、そういうものをあつという間にやられてしまうので、今の猿のいる中で、大体私が考えているのは3分の2ぐらい駆助してもらいたいと、そう思っています。

行政が何とかしなくてはだめだと、農家の皆さんに聞くと、私どもではどうしようもできないし、何とかしてくれと、行政が何とかしてくれなくてはとてもだめなんだということで、私が行くと、議員さんなんだからということで、私は何もできないんですけれどもと言って、行政をお願いするほかないんだということでお願いすることになったんですけれども、どうか猿の被害についても本腰を入れてもらってやってもらいたい。

こんなことを言いますと、自然保護団体の人には大変怒られるとかしかられるとか、そういうことだと思うんですが、全国の、テレビ等でも見ますけれども、高林地区あるいは那須塩原地区の今の3分の2駆助してもらっても、まだまだ猿はいると思うので、ぜひともそういう点では、行政も力になってあげてやってください。お願いしておきます。

次に、(2)に移ります。

クマの被害だと思うんですが、人身の被害は1件しかないということで、今後はそのようなことは考えられないと思うんですが、今までで1件のままですか、クマの被害数。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほど答弁しましたように、私がつかんでおるのは1件ということで、県内では過日新聞に出ましたが、矢板で1件と、県内で2件のクマの事故というふうに県の方からも聞いております。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 人間に被害が出たのは1件だということで、これは幸いなんです、農作物の被害は計42件ということで、被害額が案外多いんです。17年度は1,200万円だそうなんです、ことし18年度のクマの被害額の予想、わかっていたらばお願いしたいと思うんです。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほど答弁しましたように、申しわけないんですが、猿と同じく、18年度は現在はずかんでおりません。申しわけありません。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） クマも確かに、クマが出るということになると、人的被害が最初に考えられるんですけれども、クマの被害も結局、農作物

に与えることが大きいと思うんですよね。ですから、クマについても駆除してもらって、そういうふうになります。

あと、県内では180頭から500頭ということなんですけど、那須塩原市でことしとったのは何ぼぐらいになっていますか。今までにとった、駆除したのと、逃がしたとか、そういう細かい数字、クマに対するとったとか逃がしたとかいう数字が聞きたいと思うんですが、お願いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

18年度につきましては、合計23頭捕獲をしております。そのうち7頭については奥山放獣しております。その内訳は、黒磯が16頭、うち放獣が5頭、塩原が7頭で、放獣が2頭ということになっています。そのほか、クマのそれぞれの事故死ということで、捕獲ではないんですけれども、クマが死んで見つかったというのが5頭ほどございまして、合計、那須塩原市で本年のあれは28頭という合計になっております。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） クマも今のお話の中に5頭が死んでいたということなんですけど、これは食べ物がないで死んでいたんだか何だか知らないけれども、クマもやはり山沿いの方ではその被害に遭って大変なことなので、このことについてもよろしくお聞きしたいと思っております。行政でないと、どうしても個人ではできないものですから、よろしくお聞き申し上げておきます。

(3)のシカですが、塩原方面の18戸に被害があって、120万だそうなんですけど、これは塩原以外に私が聞いた話ですと、金沢、宇都野、あの辺にも出ているということなんですけど、そっちの方の話は聞いていないですか。電話か何かあった話は聞いていないですか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 塩原の宇都野の方面に出ているという話は、私は聞いておりません。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） そうすると、宇都野、金沢の方には被害が余りなかったからだったと思うんですが、私は塩原の方も猿の問題とかで行ったんですが、塩原の場合は、上の原というんですか、あっちの方は開拓だということで、さくを結ってあるということなので余り被害がないということなんですけど、さくがない、既存というか、古くからあるところの中学校の後ろの方ですか、あの辺は猿にもやられる、シカにもやられるということだったんです。

それで、シカについては、さくをすれば入らないんだと思うんですが、シカさくというのは、もし希望者があったときにはどのぐらいで張れるんだか、張れるんだかということではなくて、補助が出ているんだか、そういうことも行政で上げても、なかなか個人ではあれなもので、そういう方にもどのぐらいの補助が出て、シカとかクマにも効くんだか、そのさくの値段ですね、その辺の補助、大体わかっている範囲内でいいですから、お聞きしたいと思っております。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 13年、14年、15年にかけてまして、塩原地区の新湯、柏木平、上の原、その3地区で防護さくをつけたわけなんですけれども、これの延長が約1万6,700m、それでその事業費が約8,600万の、これは補助事業でやったんですけれども、この3地区やった13、14、15の金額がそのような金額になっております。

以上です。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 結構さくをつけるのも大

変だと思いますが、この点についても、シカについてもよろしく願いをしておきます。

(4)のカラスとカモのことなのですが、これは来年も実施されると思いますが、結局、この問題はカラスが大体最近はちょっと減っているんですが、いつもカラスを見ますと、私の家は山に近いから、小鳥が昔は来ていたんですよね。いろいろな小鳥がいっぱい来ていたりなんかしたんですが、カラスを見ますと、このカラスのやろうって思ってしまうんですが、小鳥が最近見えなくなってしまったんですよね、ぐっと減ってきた。そうすると、タカとかハヤブサとか、そういう鳥にやられたのではなくて、カラスだろうと思うんですが、この前もお話ししたとおり、カラスが、かえるのを待っていて子供になったらとってしまうと、そういうのをツバメの巣とかそういうことでみんな言いますので、確かにそうだと。そういうことで小鳥を食べてしまうんだと思うんですが、こういうことでは、自然の環境のあれが、何というんだか、ちょっと言葉に出なくて申しわけないんですが、バランスが崩れると、自然の。

そういう問題で、カラスはちょっと減ったように思えるんですけども、今後ともカラス、カモの駆除をよろしく願いいたします。

次に、運動場の問題に移りたいと思うんですが、陸上競技場なんです、陸上競技場建設ということになると、確かにお金もかかるし、大変だと思います。

しかし、那須塩原市の中には黒磯があり、また西那須野の方面には2つもでかいところがあるということで、なるべくその中に、どれかに陸上競技場をつくれるのではないかなと予想したんですが、私は一番いいのは、やはり黒磯の運動場につくってもらいたい、そんな気を持ったんですけども、なかなかそういうことで、お金がないと言

われれば、当然そうなるんですが、なかなか陸上競技場、私も思うには、大変だと思うんですが、最近、拓陽高校ですか、拓陽高校は男女とも全国大会に行くような、そういう成績も持っているし、この那須塩原市内の中学校も10校もあるということで、そういう学校とかそういうのがちょいちょい使うのに、やはり陸上競技場もあった方がいいのではないかと、そういう思いをお願いをしたわけなんです、この問題は考えてみると、大変お金がかかったり何かで大変だなとは思いますが。

近いうちにそういうのを実現するように、なるべくここでお願いをしておきたいと思います。

あと、駐車場の件なんです、駐車場、あの黒磯の運動公園の中にも駐車をするスペースが少ないということで、野球場とか武道館の後ろにまだ見ますと林になっている部分があるんですね。これは私の希望なんです、あの運動場の中に、やはり陸上競技場をつくと、もっとも土地が要るようになるし、駐車場も欲しくなると思うので、もしできるのだんならば、あの辺、物色しろという言葉を使うとちょっと変なんです、できれば物色しておいて、もし譲ってもらえるのであれば、譲ってもらった折には、あの辺の駐車場を大きくしてもらって、将来は陸上競技場をつくってもらいたいと、これは私の希望なんです、よろしく願いをしておきます。これは要望にしておきます。

あと、現在の駐車場の問題なんです、危険防止のさくでやっているんだということなんです、あの防止さく、今行ってみても、格好よくはないんですね。運動公園に格好いいようなさくではないと思うんですが、あのさくを危険防止のためにやっておくんだというと、いつまでもあのままでおいたら格好悪いし、あの辺も駐車場にすれば何台も車が入るとのことなんです、人とボール

のための危険防止さくなんだと思いますが、あのさくを外すのには、私が思うには、網をちょっと高目にすれば大丈夫なのではないかと思うんですが、その辺については、今のところ考えがあるのかないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 黒磯運動場の関係ですけれども、サッカー場に現在、今ネットフェンスの話が出ましたけれども、ネットの保護さくを今工事中であります。そういうことで、それができれば、通路についても近い将来、駐車場に戻したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 32番、室井俊吾君。

○32番（室井俊吾君） 近い将来に外せるということなのでありがたく考えておりますが、そのネットを張って、確かにあそこに車を置くと、ボールが当たったり何かして、自動車に害を与えたということが多様な感じはするんですけども、なるべく近いうちにあのさくを外してもらった方が私はよいと思うし、駐車場にもなると思うんで、ネットを張ることを考えてよろしくお願ひしたいと思ひます。私はそれも要望しておきます。

これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 以上で、32番、室井俊吾君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 若松東征君

○議長（高久武男君） 次に、23番、若松東征君。

〔23番 若松東征君登壇〕

○23番（若松東征君） 23番、若松でございます。

市政一般質問に入りたいと思ひます。

環境行政について。

1、産業廃棄物について。

那須塩原市として、産業廃棄物が集中した地域があるが、土壌汚染や水質汚染の危険性から、水質調査や土壌調査をどのようにしているのかお伺ひしたいと思ひます。

次に、けさほど、下野新聞で「那須の自然保持への連携 産廃反対で協議会」という新聞の見出しが出ております。これも青木地区の大規模計画の反対運動の一環だと思われまして、ちょっと読んでみたいと思ひます。

「『那須地域環境対策連絡協議会』が5日、発足した。那須塩原市自治会区長会連絡協議会と那須野農協、那須野ヶ原土地改良区連合が軸となって組織。今後、大田原市の自治会組織や学識経験者らの賛同を募り、周辺地域の産廃処分場調査や勉強会、県への要請行動などを展開する。」と出ております。

そこで②の質問に入ります。

青木地区の大規模処分場の計画については、反対運動の署名が5万91名集まり、8月3日に県に要望したと聞いておりますが、その後、県と行政の対応はどのように働いているのかお伺ひしたいと思ひます。

続きまして、大きな2の水道水源保護条例についてお伺ひいたします。

これは、私たちの水の大切さということで、私たちの日常生活にとってなくてはならないものに水があります。しかも、この水は、空気と同じように、私たちの健康を保つために最も大切なものの一つであります。ふだん、蛇口をひねれば、いつでもどこでもきれいな水を使うことができる水道、私たちの快適な豊かな暮らしを守るライフラインとしてとても大切な働きをしています。

水は無限にあるものと思われませんが、私たちの手で作り出し、この貴重な水を大切な資源とし

て、皆さんとともに、一日でも長く保てるよう努力していかねばならないと思います。

そこで、①の質問に入らせていただきます。

住民の水道にかかわる水質の汚濁を防止し、安全で良質な水を確保するために、その水源を保護するとともに、きれいな水を住民が享受する権利を守り、もって現在及び将来にわたって、住民の生命及び健康を守ることを目的とする水道水源保護条例を制定することはできないかどうかお伺いをいたします。

続きまして、3、水源保護地域についてお伺いをいたします。

那須塩原市は、よく調べてみますと、一番上の方に麁沼、深山ダム、西岩崎頭首工という3つの柱があるような気がします。それが下流に流れてきまして、黒磯放水路、羽田放水路、東那須野用水路、石橋放水路、高阿津放水路、平沢放水路という形で、それぞれの水道、また農地の利用が含まれております。その下流に行きますと、細かく言いますと、矢板、西那須野、喜連川、大田原、湯津上、小川、黒羽と流れていくのではないかと思います。

それを考えまして、①の質問に入りたいと思います。

きれいな水を住民が享受する権利を守り、水源地域の水質を保全するために、水源保護地域を指定することはできないかどうかお伺いをいたします。

続きまして、環境に関する質問ですが、①推進組織である廃棄物減量等推進審議委員は20名以内と聞いていますが、どのように選出されるのか、また選出された場合、どのような活動をされるのかお伺いをいたします。

続きまして、教育行政についてお伺いをいたします。

消防団ポンプ操法競技大会について。

①消防団員は、仕事を持ちながら、ボランティアとして日々ポンプ操法競技の訓練をされ、きびきびとした姿に感銘を受ける次第であります。

このようなすばらしい成果を教育の場として見学させることにより、ボランティア精神が生まれ、将来、消防団員に入団して地域のために働きたいという子供たちがふえるのは望ましいと思います。

そこで、教育長に伺います。

大きな2です。子供の居場所づくりについてお伺いをいたします。

①地域のさまざまな能力を持った方々がかなりいると思います。その方々が指導員として、豊かでたくましい子供たちを地域全体ではぐくみながら、安全で安心できる活動拠点を設けてはいかがかお伺いをいたします。

これで、私の第1回目の質問を終わります。明確な答弁をよろしく願いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 23番、若松東征議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、環境行政の2の水道水源保護条例についてお答えをいたします。

水道水源の汚染や汚濁を防止するために、水道水源保護条例を制定してはどうかという質問であります。水源保護地域も関連いたしますので、2と3をあわせてお答えをさせていただきます。

水道水源保護条例は、一般的に水道にかかわる水質を保全し、市民の生命及び健康を守ることを目的として、水道法第2条第1項の規定に基づき定められています。

この条例においては、水源保護地域を指定し、

指定した地域内のさまざまな事業所のうち、水道水質を汚濁したり汚濁するおそれのある事業所の立地や排水を規制するものであると考えております。

水道水源保護の条例化については、現在策定を進めている土地利用計画及び市環境基本計画を見据えながら、有効に機能する条例の制定が可能かどうかについて、今後とも研究をしてみたいと考えております。

なお、水道水源の水質管理につきましては、他の部署とも緊密に連携をし、監視強化を図り、安心して安全な水道水の供給を行っておるところでございます。

このほかにつきましては、教育長、生活環境部長、教育部長に答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私の方から、教育行政について、1番の消防団ポンプ操法競技大会についてお答えをいたします。

私たちの生活の安全を守る地域に根差した消防団活動は、意義深いものと考えております。訓練に取り組む姿にも感銘を覚えます。

市内の小中学校ではボランティア活動を奨励しており、体験活動を通して、社会の一員としての資質の向上や豊かな心、感性の育成に努めております。

ご提案のことが学校教育においてどのような教育効果をもたらすものなのかにつきましては、ご意見を参考に今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） それでは、私の方からは、1の環境行政の中の1の産業廃棄物と4の環境基本計画の策定についてお答えをいたします。

まず、産業廃棄物についてお答えをいたします。

①の水質調査や土壌調査でございますけれども、本件につきましては、9月議会におきまして、玉野議員にお答えしましたとおり、県が定める産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準によりまして、設置業者が主体となって水質調査を行うこととなっております。

次に、青木地区の大規模処分場反対署名簿提出以後の対応についてでございますが、地元対策委員会が市議会や自治会、区長会と行いました会議に市担当職員が同席したほか、地元委員会を中心とした那須地区全域での運動の取り組みの支援や許可権者であります県と地元の話し合いの橋渡しなどを行っております。

また、11月15日には、市長みずから環境省へ向きまして、那須塩原市に産業廃棄物処理施設が過度に集中していることなどにつきまして、意見交換を行ったところでございます。

次に、4の環境基本計画のご質問の中にありました産業廃棄物減量等推進審議会についてお答えをさせていただきます。

ご質問のように、委員定数は20名でありまして、識見を有する者18名及び関係行政機関の職員2名から構成されておりまして、識見を有する者の中には、公募による委員4名も含まれております。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、教育行政の中の子供の居場所づくりについてお答えをいたします。

文部科学省の委託事業といたしまして、地域子ども教室が平成16年から18年まで実施され、子供の居場所づくりを行っております。

本市におきましては、この事業に西那須野公民館、厚崎公民館、鍋掛公民館、東那須野公民館、

そして田舎ランド鳴内が参加をし、従来から展開してきた子供事業に乗せて、土日の子供たちの体験学習教室を中心に展開をしてきました。

この教室の中で、指導員、講師として地域の方々がボランティアとして協力してくれる体制が少しずつ整ってきたところであります。

委託期間は本年度で終わりますけれども、子供事業は各公民館でも実施されており、今後も充実させていきたいと考えております。

また、公民館ばかりでなく、地域にある自治公民館活動の活性化を図り、自治公民館が子供の居場所づくりの拠点として機能していくよう促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 答弁ありがとうございます。

では、再質に入らせていただきます。

先ほど、生活環境部長からの答弁の中で、11月15日、環境省に市長が意見書を提出してきたという中で、その中で、どんなふうな対応がなされたんだか、もしそれがわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

まだ地域の実情を、これはよく言われますように、県等にいろいろな要望をしても、国の法律によって許可しなくてはならないからという文言がよく出てきます。それならば、国が考えているところに直接話を訴えて、一緒に考えていただきたい、そういうまず基本姿勢でお伺いをいたしました。

ですから、今回新たな制度としてこういうものを導入しますとか、そういうまではまだいかない

状況でございます。ただし、こういうものが具体的に担当しているレベルの人に話が直接伝わることによって、十分反映を今後されてくるという期待をして、今後もこのような活動といたしますか、仕事は続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） その件はわかりました。

環境行政の産業廃棄物、①の問題で、先ほど部長答弁がありました中で、調査は依頼しているということだと思っておりますけれども、その調査の結果、例えば土壌調査、水質調査、どの部分でどのように調査して、どの結果が出たのかというものは市の方に報告があるのかどうか、また、あったらその点をお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

冒頭に答弁いたしましたように、県の方の維持管理の基準がございまして、これに基づいて事業者が調査をそれぞれいたしまして県に届けるというスタイルになっております。

それで、問題等が起きた場合、市の方にも当然連絡が来るというスタイルになっておりますけれども、現在のところ、その水質調査をして何かがあったという報告はございません。

なお、土壌調査につきましては、この維持管理基準にはうたわれておりませんので、義務的に調査をするということはありません。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 先ほど生活環境部長の答弁もありましたけれども、ちょっと納得いかない点があるんですけれども、例えば水だけが汚れるというわけではないと思うんですよね。土壌が汚染されているから、そこを通過して水が汚れてくるのかなという私の頭の原理なんですけれども、その辺を先ほどは土壌の方は違うという答弁があったと思う。それと、先ほどの答弁の中で、県の方に業者が提出してあれば、それは那須塩原市としても環境としても調査結果をきちっと把握してもいいのではないかなと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

あくまでも産廃の許可権者、また監督官庁は県でありますので、それに従って運用をされるのが筋であるわけでございます。それをどうやってやっているかといいますと、法律がまず最初にありまして、その補強をするために県で要綱等、基準等を決めて、上乘せで調査をさせているという流れになっています。その中で水質調査というふうな話になっていますが、確かに水が汚れたところを通ってくる、それは産廃施設の中、それは最終処分場の話になると思いますけれども、埋め立てたものが雨水が上から通って地下水に入ってくるという形になりますよね。一般のどこか違うところの近隣の畑とかほかの土地の土壌を調べるよりは、一番直接に雨に触れて地下水に入ってくる

ということで水質を調査しているというふうに私どもは理解をしております。

それから、県との連携という話でしたが、先ほど言いましたように、内容は把握していて、問題は今までになかったというふうに理解しておりますので、連携はとれているというふうに答えたいつもりですけれども、言葉が足らなかつたら訂正をさせていただきたいと思いますが、県から、業者から報告のあった件につきましては、地元の方に連絡が来ます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） では、その点は聞き違えて申しわけない、連携はとれているということで。

その連携のとれたところでもう一回質問をしたいと思うんですけれども、すると、県の方に報告が行ったものが、例えば水質調査がどの地域でどのように行われたか、これは地元で知ってしかりと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 現在の今の質問いただいている点は、産廃施設だというふうに理解して答弁させていただきますが、どこだと言われれば、産廃施設のすぐ直下のところに井戸を掘りまして、業者が。それは基準によりまして掘って、そこを定期的に調査するというので、適当なところを選んで、どこかの土地を借りたりして産廃業者が自分で調べて報告してくるというものではなくて、産廃施設の土地の上と下、要するに上流、下流を調べて、その差異があれば、その産廃施設によって影響しているというふうに類推されるわけですから、その調査をしているというふうに理解をさせていただきたいと思います。一般のどこかのところを無作為に調査しているというのではありませんので、これは産廃の質問ですから、その

ようにお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） では、その場所は指定することはできないんですか、どの辺をやったかという。これだけかなり密集した産廃、埋められていますよね。それぐらいは地域でわかってもいいのではないかなと思うんですけども。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私の答弁がうまくなくて、理解いただけないようですけども、どこではなくて、もう具体的に産廃施設の土地がありますね。その下流に……

○23番（若松東征君） それはわかるんですよ。そうではなくて、その場所を私は言っているんです。

○生活環境部長（松下 昇君） 場所は、ですから産廃施設のところです。

○23番（若松東征君） それが幾つもあるわけでしょう。

○生活環境部長（松下 昇君） それぞれに現地を見ていただければ、どこに配置されているかはわかるとおもいます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） では、私も時間をかけてちょっと見てみたいと思うんですけども、では、産廃施設が集まったところは、徹底してそれを行っているということで了解していいんですね。それをもう一回確認したいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

言葉のあやですから、何と申していいかわかりませんが、基準に基づいて調査をしている

というふうに認識しております。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 基準に基づいてやっているということで、後で何らかの形で私なりの調査をしてみたいと思います。

この件については、我々が県に行っても、それらの調査資料はいただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

県の行政につきましては、県に直接お尋ねをいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） ありがとうございます。

では、それは調査をして、間違いのないという、きょうは何日だ、12月6日の2時17分ぐらいの答弁ということにしておきます。それはもう大体了解というわけではないんですけども、半了解しました。

続きまして、②の青木地区の大規模処分場の計画に対してということで先ほど答弁をいただきましたが、その中で、ある大規模処分場に対して、青木地区産業廃棄物最終処分場安定型建設事業にかかわる環境影響評価方法書に対する意見書ということで、知事に平成18年4月28日にこれは提出されたと思うんですけども、この中に理事長として市長も名前が挙がっているのかなと思います。この件については、その後の検討結果はどうか、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 県に対して方法書に関しての意見の一覧というものは手元に持っておりませんので、個別にはお答えいたしませんけれども、方法書に対する意見は県で意見を取りま

とめて事業者に渡してあります。その後の処理の仕方は、今度は準備書というからには、その調査に実際に入るわけですね。1年以上かかると思いますが、その結果でその答えを出してくるというのが、平たく言えばやり方ですので、意見を出したことに對して1件1件答えを出しながら前に進んでいくということではありませんから、その辺の仕組みについてはちょっと勘違いされているような気がいたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 大体目を通させていただきますと、1項目から10項目ぐらいあると思うんですね。明確に細かく10ページぐらいの資料があるような気がします。その中で、私どもが、市民が訴えているようなことがさまざまに書かれています。

そんな中で県に提出されても、かなりの時間がかかるというお答えでございますけれども、その間に何かの形で許可が出てしまった場合という、我々はちょっと出ない方に考えているんですけれども、そういうものなので、なかなか意見の取りまとめは時間がかかると、そんなにかかるものかどうか、私らはちょっとわからないんですけれども、そういう答弁しかいただけないので、これはもうどうしようもない。ただ、なぜかといいますと、さっきの一般質問の中で言いますと、この下の2、3に関連があると思うんです。全体的に那須塩原市を大きな観点から見た場合には、すべての水というものが旧黒磯、また臺沼地区の方から下流に流れていっているのかなど。それが将来的に何らかの形で汚染された場合は、これは大変なことになるのではないかと。農業用水もしかり、水道用水もしかり、それから那珂川下流、箒川下流という形の大問題になりかねないような気がし

ます。

そんな形の反対と、また先ほどの水質検査の場合も、たまたまこの問題については、先月ちょうど中ごろですけれども、深夜テレビで、ある某テレビの方で、もう産廃が済んだところ、安定5品目といって報道していましたけれども、そこから汚泥が流れまして、それを処理するには不可能に近いと。5品目でありながら、そういう結果が出ているという形もマスコミ報道で見ましたもので、その中のあるマスコミが運転手にインタビューをしていた場面も出たんですけれども、一々はかっていないよとか調べていないよという形の画面も出ています。それを処理するために108億かかるそうです。ただ土壌の入れかえではなくて、その埋め立てたところを全部コンクリで固めて、汚泥が出ないための処理がそのぐらいかかると報道しておりましたけれども、そういうことのないように、真剣にこれは取り組むべきではないかなと思います。

そんな観点から何度も質問したわけですが、その辺もよく考えた上で、自分たちの子供、孫、そのひ孫までにも及ばないように、安全で安心な水が供給できれば、我々議員としてもいいのかなと思うんです。その辺も踏まえて、ただ強く追及しているわけではないんですよ。その辺も行政の方で考えてくれて動くべきではないかなと思います。ただ待つだけではなく、1歩でも2歩でも前進して、いい方向に協力し合ってやるべきだと私は思います。そんな形でございます。それで1、2は終わらせていただきます。

次に、水道水源条例について、関連ではありますけれども、そんな形でやっていきたいと思いません。

たまたま那須野ヶ原地区国営造成という地図があるんですけれども、それを広げた場合には、先

ほど一般質問の中でも申し上げましたけれども、大体の水が、大まか旧黒磯市から下流に流れていくような気がします。

まとまっているんだから、ここに何かの条例案を定めてはどうかかなという形で質問しているわけですが、再度その辺を検討した答弁がいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（高久武男君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 先ほど市長が答弁したとおり、現在、土地利用計画、環境基本計画を策定中でございます。大変関連する規制事項になるかと思っておりますので、その辺も踏まえまして、今後十分研究してまいりたいというふうなことでございます。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 先ほど答弁で聞きましたけれども、では、その点で進めていただきたいと思っております。

以前は道ばかり追いかけていたんですけれども、今度は水を追いかけてみたら、かなりおもしろいなと思ひまして、そんな形で今あれしているんですけれども、やはり上から下へ流れてくるのかなと感じが出ました。

では、その計画のもとに、なるべく早くそういう条例を定めてもらいたいと思っております。

あと、例えば我々、創生会が10月2日に白石市の方に研修へ行きました。そのときに、コピーをもらってきたんですけれども、水源保全地区というのは、かなり広い地域に決まっていますね。これは、その中で向こうの職員の方の説明によると、たまたま宮城県の方まで水が流れているということで、宮城県を含めた大規模な反対運動を起こしたという形で、かなり大きな産業廃棄物を撤回させたような話を聞いてまいりました。

そんな中で、こういうものを早くつくり、その

中で安全・安心な町ができたかなと思うような気がします。かなりこの研修には味があり、大変勉強になりました。

それは一つでございますけれども、そんな感じで、とにかくそういう条例を早く定めて、安全・安心にできる生活を守っていただきたいと思っております。

それに向けて進んでいるということで、3の水源保全地域については終わらせていただきます。

続きまして、4番の環境に関する質問でございますけれども、先ほど答弁をいただきまして、ある程度理解はしましたけれども、18名を公募で選ぶと。失礼しました。18名を選んだ中から公募で4名を選ぶと。それでその2名をという形なんですけれども、この選ばれた方に対して、どのような、今後——今選ぶ段階だからわからないんですけども、どのような活動を展開される予定なのか、わかる範囲で結構ですから、お願いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） ご質問にありました審議会は、廃棄物減量等の審議会でございますので、審議会の会議に出席をしていただいて、個人公募ですから、団体代表ではありませんので個人になりますけれども、ご所見をいろいろ聞かせていただき、議論していただいて、それを酌み上げていきたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） もし決まった場合には、これは定期的な会合を結び、そういう情報が入れば、その形の情報提供をしながら会議を進めていくんだか、その辺どうなんだか、私はちょっとわからないものですから、こういう形のものは、よろしくお願いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 市には審議会や市

民懇談会、懇話会、類似の住民が入っている会議がありますけれども、どの会議も共通して、会議の中に何ら拘束されずに、自由な意見討議をして、お話をし、それをまとめていくというのが基本スタイルになっております。別に時間外の行動、その会議外の行動は個人の自由ですから、こっちで管轄する問題でもありませんし、下調査等で、もし事前にその方が来て会議に臨む前に聞きたいことがあれば、資料提供をするということはあると思うんですね。公募委員だけ別途特別な扱いというのはしておりませんし、審議委員の一人、懇話会委員の一人という扱いで会議に出ていただくのが基本でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） はい、了解しました。

では、続きまして、教育行政に入らせていただきます。

先ほど教育長より答弁がありました消防団の操法競技大会については、るる説明があり、了解いたしました。

ただ、いろいろな形でそこに参加して見学というより見せていただいたときには、どうしても子供の姿が少ない。そういうものを早くから見せておいて、そういうすばらしいお父さんの活躍を自分の子供たちが見て、次の世代に、幾つになったら消防団に入ってこういう活動をしたいんだという形のものできたらと思ひまして質問しているわけなんですけれども、なぜならば、消防団員はぎりぎりの線で今各分団に配置されていると思ひます。それも正式に言うと、なかなかいざというときには出られない活動状況にあると思うので、その辺を踏まえまして、何らかの形で、先ほど教育長の答弁では、いろいろな活動でボランティア活動の中、また学校教育の中でという形はありま

すけれども、全体的には無理かもしれませんけれども、何年かかかってもいいから、そういう学校を推薦するというわけにはいかないんですけれども、何か希望をとって、そこに行って見てもらうという対策がもしできましたらと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 各学校でさまざまなボランティア活動を展開してございます。特に、総合的な学習の時間というものが設定されて以来、学校でそれぞれ特色を持って福祉施設の奉仕とか河川の清掃とか公園の植栽とか、いろいろな場所に学校で計画的に参加して、社会における成人者とともに、そうした活動に参加しているというのが現状でございます。

議員の言われる消防団の役割、競技大会を見学する等の情報を学校の方へ提供してまいりたいと思っております。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま消防団のポンプ操法競技会などの活動状況について、子供にも見せたらどうかということで提案をいただいております。

私も昔、消防団にちょっと携わっておりましたのでお話を申し上げますけれども、これは黒磯地域内のお話なんです、黒磯では毎年ポンプ操法競技会を実施しております。2年に1回、郡大会、県大会がございます。そのときは、お祭りはやりませんけれども、実はこのお祭りが始まったのは、ぜひ市民に見てもらおうという基本的な考え方の中で、2年に1回ずつ、市の大会しかないときに実施をした。その過程の中で、いかに親に出てきてもらうかという考えの中から、幼稚園、保育園、小学校の低学年までは消防団の方からチラシを配っております。ぜひ子供を連れてこういうも

のを見ていただきたいということで、そういう消防団の活動はやっております。これは校長先生にお願いして低学年の方で配っていただきたいということで実施をいたしておまして、多分議員の皆さんも参加をして、その状況は見ておると思うんですが、結構子供たちもそういうものを見ていう状況下にあるのかなというふうに私どもは認識をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 市長の明確な答弁ありがとうございます。

たまたま、確かに見ている、どっちかというところ、そこに参加している家族ぐらいのかなと思う点もあるものですから、その範囲を超えた、先ほど教育長の答弁では、これからは学校の方にもPRしてくれるという答弁をいただきましたから、これはいいかなと思うんです。

あともう一つ、市長にちょっとお聞きしたいんですけれども、消防団と関連として聞いていただきたいんですけれども、団員がたまたま分団に入っている会社に入っていると。何かちょっと肩身の狭い思いをして団員はそういうところへ入っているのかなという気がするのですが、もし何かの、これも条例があるんだか何か、ちょっと私は調べていないからわからないんですけれども、もし企業に、そういう団員が勤めているところに何らかの形であいさつなり、そういうものができたら、もっと団員がふえるのかなと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 若松議員に申し上げます。

若干通告も入っていない……

○23番（若松東征君） これは関連で今言ったんです。だから、答えられなければいいんですが。今、質問に答えてくれるそうです。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 確かに消防のなり手がいないという状況下にあるというふうには認識をしております。

そういう中で、例えば今お話が出ましたような競技会等がある場合、この場合には団といたしましては、団長名で各事業者に協力願いを出しております。こういうことをやるのでご理解をいただきたいということです。

ちょっと余談になりますけれども、悪用されて休まれてしまうと困るというのがあるんですが、一応こういう競技会をやりますのでということで。特に、県大会、全国大会等になりますと、以前は市長にもお願いをして、両方で事業者に理解を求めておったというのがこれまでの流れでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 大変了解しました。そういう活動をしているとは、ちょっと私は知らなかったものですから、ありがとうございます。

何かそんなような、子供たちが団員になって、親からそんな話をちょっと聞いたものですから、そういうふうになると、子供たちも休めるのかなんていう話を聞いたものですから、それは活動しているということで報告をしておきます。ありがとうございます。それは、消防関係に対しては、これで質問を終わらせていただきます。

続きまして、2の子供の居場所づくりということで、先ほども説明がありまして、16年度から18年度までで公民館の方でやっている行事が終わるということで、その後、自治公民館に働きかけるというか、それを拠点としてという話を聞いたんですけれども、私の展開では、公民館もしかりなんですけれども、なるべく近いところで、もし

空き家でもあって、そこに子供たちが縦割り、横割り関係なしに自由に出入りできて、そこに地域のさまざまな能力のある方々が行って指導ができれば、これはすばらしいことができるのかなと思うような気がします。

東北の一部ではそういう活動をしている方がおりますけれども、以前に言ったことがあると思うんですけども、消防小屋を何とか借り切って、子供たちとペイントして、そこにいすを運んだりじゅうたんを運んだりという活動報告を聞いたことがあります。そのいいところというと、子供たちが高校へ行っても大学へ行っても、夏休みとか冬休みには戻ってきて手伝ってくれるんだよと。そういう関連のある流れが戻ってくるような、そんな楽しみ方ができたらいいのかなと思います。

なぜならば、どういうふうの説明したらいいのかな。先ほどの教育長の答弁でも、ボランティアという形で、ボランティアを私も結構引き受けて、あちこちに配置というか、やっているものですかからわかるんですけども、ついこの間は、巻狩まつりにある中学校で66名ボランティアを出してくれました。先生方にお礼に行きましたら、子供たちは親とも余り口をきかないんだと。来ると、学校の先生と口をきくのが精いっぱいだという答えをいただいて、ボランティアへ行くと、ちょっと明るくなるよとか、ちょっといろいろな話もできるようになるよという形で、ついこの間もある公民館のお祭りに20名ぐらい参加してくれました。

そういう形の中で、そういう子供たちもまた何かの形でこういう活動拠点に遊びに来ていただいて、さまざまな、お兄ちゃん、お姉ちゃんとか、そういう形のつながりをとれたらと思うんですけども、そんな形で、自治公民館を拠点としてという部長の答弁をいただいてすごくうれしいんですけども、それ以外でももしできればと思う

んですけども、どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 子供の居場所づくりということで、これは今大事な部分だと思います。

そういう中で、場所はいずれにしましても、もちろん公民館が中核になっていくんだと思います。その中で、自治公民館という地域の中の施設を使うと、こういう話だと思うんですけども、その場所はいずれにしましても、問題は、今おっしゃったように、人、ソフトの部分が一番大事なんだと思います。

ですから、そういうものを含めた体制づくりといますか、そういうものを今後考えていかなければならないと、このように思っておりますので、場所はそんなに私はこだわらなくてもいいのかなという気はしております。

以上です。

○議長（高久武男君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 場所にはそんなにこだわらなくてもいいということはいえしいと思います。なぜかという、子供たちの足で行ける、小さな子供でもちょっと行けるといいう形の中で、あと、地域で結構ボランティアの好きなお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんもいるんですけども、その場に行ってもどう接していいかわからないという声も聞いております。

だから、ぜひこういう活動がなされるようにしてもらいたいと思うのです。なぜかという、子供たちと接してみると、違う形のお父さん、お母さんを見ることができるとかなと思うんです。今、午前中の答弁の中に、家庭教育に何かあるのではないかと。その家庭教育を変えるのがここののではないかなと思います。なぜならば、たまたま何日か前に新聞で報道されまして、ズボンの上げ下げゲームをやっていたのを注意したら自殺し

てしまったという報道もありました。私もこの前の巻狩まつりのときに、ちょっと元気のいい子がいまして、ズボンをおろしているんだか、パンツが見えているんだかわからないような子が何人かいたんで、後ろから行って下げてみました。そしたら、落ちないんですね。頭いいなって褒めてやったら、何でって言ったら、ピンでとまっているんです。それ以上落ちない状態で履いているんです。それをやって、女房に話したら、お父さん、そんなことはもうしないでくれて、自殺する子がいるんだよって言われてびっくりしたんですけども、それが地域でできる、学校でできないこと、地域でできることを我々がもう少し家庭教育の中の何か手伝いできればと思うような気持ちはあります。

ある子は、これは体験の中ですけれども、10人ぐらい集めてお昼をいただきますといたら、全然しゃべらない子がいる。どうしたのと聞いたら、親としゃべらないのって言って、黙々と食っている子がいた。それが現実毎日繰り返されている家庭はあると思うんですね。そこにいろいろなものを体験しながらいけば、そんなに自分自身で悩まなくてもいいような気がします。

もう一つ、体験の中で申しますと、巻狩まつりのときに、中学3年の子かな、転んだ子がいました。私はしかったんですね、もっとしっかり歩けと言ったら、周りの子が、おじちゃん、あの子は足が悪いんだよと。それはわからなかったら、足が悪いために転んだんですけれども、そしたら、その子にこういうことを言われました。おじちゃん、大好きって。何でって言ったら、差別しなかったって。それは物すごくうれしかったです。普通は、その子がそうだからといって、仕事を与えてくれないと。だから、それが地域でできることなのかなと思うんです。

だから、皆さんが報道とか何かで幾ら騒いでも、とにかく自殺をなくそうとか、引きこもりをなくそうとかと騒ぐより、実際は行動して、子供たちの気持ち、また家庭の状況は子供を見ればわかりますから、そういう形で地域が一丸となっていかなければ、家庭教育は直らないような気がします。

そんな形の中で、ぜひこの子供の居場所づくりを18年度で切ることもなく、どこか1カ所でもいいですね。モデルになるようなところをつくってもらって、それで少しずつ地域地域を掘り起こしていったらいいのかなと思いますけれども、けさほども電話が1件入りまして、あるひとり者になったお父さんが、何かボランティアはないですかと。結構連絡はあるんです。そういう形を掘り起こしていけば、これは実現可能なのかなと思います。

そんな形で、ぜひぜひ、子供は宝と言うけれども、宝を磨くことができなかつたら、本当に腐ったものになってしまいます。みんなで子供を磨いて立派に育てて、社会人になって税金を払えるようにしてもらいたいと思います。

それで、最終になりますけれども、我々も実際によく耳にして、足をとめて考えなくてはならないような問題はいっぱいあると思います。那須塩原市が掲げる「人と自然がふれあう やすらぎのまち」、これはやはりみんなで考えてつくるべきだと思います。どんな小さなことでも目を向け、耳を傾け、一番いけないというのは、全部一緒にやろうとすることが一番いけないのではないかなと。だから、私はある一定の学校をターゲットにして校長と教頭と話してきます。ここを見本にしよう。ここで決めていこう。それをやると、よその学校からも電話が来ます。そうすると、ばらばらになってしまうんです。

だから、一つの見本をつくるためにも、ぜひこ

の子供の居場所づくりには大賛成ですし、手を挙げていきます。ぜひこれを実現してもらいたい。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で、23番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 磯 飛 清 君

○議長（高久武男君） 次に、7番、磯飛清君。

〔7番 磯飛 清君登壇〕

○7番（磯飛 清君） 議席番号7番、磯飛清です。

本日最後の質問者となりました。私は最後を飾りませんが、明快な答弁を執行部にはお願いしたいところでございます。

私の市政一般質問も、早いもので、今回で通算3回目の登壇となりました。顧みますと、毎回余計なことをしゃべり過ぎ、肝心なところをはしょったり、しり切れになっております。今回はそれら反省をもとに、最後までたどり着くよう望みたいと思っております。

それでは、通告書に沿って、第1回目の質問に入らせていただきます。

1、本市補助制度について。

(1)各種団体への補助金交付について。

1、今年度の各種市民団体への補助金の交付件数、金額を伺うものであります。

2、歳出の縮減が叫ばれる中、来年度の各種補助の見直しの考えはあるか。ある場合のコンセプトを伺うものであります。

3、単位老人クラブ補助など、地域団体により、人口や会員数の差がある中で均等補助が行われているが、その考えを伺うものであります。

(2)自主防災組織について。

1、今年度一挙に40組の自主防災組織が新たに結成されたが、結成地区はどこか。また、立ち上げまでの経過とその組織母体は何かを伺うものであります。

2、現在、組織されている地域での最大戸数と最少戸数を伺います。

2、大きな2として、公民館運営について。

(1)休館日変更について。

1、合併後、公民館の休館日は国民の祝日と年末年始だけになり、市民の利用機会がふえたが、その効果はどうか伺うものであります。

2、職員の勤務について。

1、変更後、西那須野塩原地区の公民館職員の休日は、土日曜日から月曜日と4週間で4日間取得するシステムとなっているが、メリット・デメリットを伺うものであります。

3、自然遺産の保全と開発について。

1、公共事業工事箇所などにかかる生育歴の古い樹木など、自然的遺産の取り扱いについての当局の考え方を伺うものであります。

2、市内に存在する名木や巨木など、自然遺産的価値のある樹木の名木制定制度の導入についての考えを伺うものであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 7番、磯飛清議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、本市の補助制度についての自主防災組織についてをお答えいたします。

現時点で自主防災組織として活動している組織は、市内に31の団体で、地域別には、黒磯地区で2、西那須野地区で28、塩原地区で1となってお

ります。

自主防災組織の母体としては、主に地域の自治組織を中心に組織化がされております。

ご質問にありました40団体につきましては、新たに組織化されたということではなく、自治会内において、消火訓練や応急手当等々の講習会など、自主的な防災活動の実施に伴う補助金の交付申請が、当初予定していた件数よりふえましたので、その分の補正をお願いするものであります。

この自主防災活動支援の補助制度を契機といたしまして、まだ組織化がされていない地域に対しまして、自主防災組織の新規設立に向け、積極的に働きかけていくとともに、自主防災活動の活性化を支援していきたいと考えております。

②の自治会の規模についてであります。最大が西那須野の永田区で約1,100戸、最少は板室温泉がありますが、塩沢地区の32戸であります。

このほかにつきましては、総務部長、市民福祉部長、教育部長、建設部長より答弁させていただきます。

以上です。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私からは、本市補助制度についてのうち、①、②についてあわせてお答えをいたします。

平成18年度の市単独補助金は、同等の交付金も含めますが、211件、10億6,608万9,000円あります。このうち、市が設置した財団や社団の公社等を除きますと、7億1,276万6,000円を運営補助、事業補助として交付しております。

また、市単独補助金、交付金の見直しについてでございますが、行財政改革大綱、あるいは集中行財政改革プランにおきまして、公平性の確保や財源の効果的配分と健全財政の確保という観点から、平成19年度に見直しを行うこととしておりま

す。

以上です。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、本市補助制度の中の単位老人クラブの補助金について答弁いたします。

単位老人クラブへの補助金につきましては、これは市単独ではありませんで、国庫補助により、合併前も均等に補助をしておりました。3市町で若干補助額に差があったものを調整し、現在は補助金5万1,840円を均等に交付しております。

ご質問の地域団体により人口や会員数の差がある中で、均等補助が行われている理由についてありますが、老人クラブへの加入者が減少傾向の中で、高齢者みずからの生きがいを高め、健康づくりを進めることや、地域を豊かにするボランティア活動等を行うことを目的に、会の活動運営に要する経費の一部として均等に補助し、単位老人クラブが維持継続できるよう支援をしております。

なお、この補助金とは別枠で、健康づくり事業を実施した単位老人クラブに対しまして、実施内容に応じて事業費補助を行っているところであります。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 私の方から、公民館運営について、1、2、お答えをしたいと思います。

まず、休館日の変更についてでございますけれども、西那須野地区に限って申し上げます。今まで週6日の利用であったものが週7日に拡充されたことで、利用の機会はふえたところでございます。

集計をとっているわけではございませんが、公民館によっては、利用団体がふえたり、急な申し込みにも柔軟な対応ができるなど、それなりの効

果が上がっているものと考えております。

職員の勤務についてでございますけれども、西那須野、塩原地区につきましては、従前は、土日曜日は職員が休日のため、施設管理は管理指導員にゆだねておりましたが、本年4月より職員が土日曜日勤務となりました。メリットとしましては、職員が常時勤務していることで、住民に対しては、今まで以上に柔軟な対応が可能になったものと考えております。

続きまして、3の②でございますが、名木制定制度の導入についてお答えをいたします。

市内に存在する名木や巨木などの保護につきましては、那須塩原市文化財保護条例に基づく指定と那須塩原市巨木保護条例に基づく指定があります。

今後は、これらを踏まえた中で、名木制定制度導入についても研究をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、建設部長。

○建設部長（向井 明君） 3番の自然遺産の保全と開発についてのうち、①についてお答えいたします。

公共事業工事、道路改良工事につきましては、経済性、費用対効果、景観面、地域の利便性、それから交通安全等を勘案しながら実施しております。

生育歴の古い樹木など、自然的遺産等については、貴重な財産であり、かつ将来的に存続させていくことが必要と認識しておりますので、工事箇所などにかかる場合は、できる限り影響が最小限になるように計画してまいります。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時09分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 第1回目の質問に対してご答弁をいただいたわけですが、その間、休憩の間に、何かすべて忘れてしまったようなところもありますが、再質問をさせていただきます。

各種団体の補助金について再質問をさせていただきます。

各種市民団体の運営事業補助として、約7億1,000万という膨大な金額が交付されているということでもあります。

乱暴な計算ではありますが、単にその補助総額を11万5,000の人口で除すると、1人当たり約6,000円、結構な額の補助金が市民に還元されているわけでありまして。さらに、補助事業対象者人口だけで換算すると、補助額はさらにはね上がる可能性があると思います。

このように、膨大な予算を補助として交付しているわけでありまして、抽象的な質問になりますが、現在実施している補助事業の効果、費用対効果の観点を含め、どのようにとらえているか、総体的で結構ですので、所感をお伺いしたいと思っております。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、補助金の中には、ある機関団体等の運営補助並びに事業補助ということで、交付金とあわせて交付しているということでございますけれども、見直しを

19年度に図っていくという前提として、補助金、交付金については、1度交付すると、固定化あるいは既得権化しがちだということがございます。

ということで、全般として、補助金や交付金の効果そのものを特に検証しているわけではありませぬけれども、今度の見直しに際して、補助金の意義や役割、あるいは必要性等について十分に検討する必要があると、こういうことを前提として、集中改革プラン、あるいは行革大綱の中で見直しをしていこうということがございます。

一般論として、補助金や交付金の意義ということで、補助金は、その事業や運営が行政として必要だということを認めて交付するもの、あるいは交付金については、その事業は市が、行政がやってもおかしくない事業をやってくれる、そういう団体等に交付金として交付しているということもございまして、総合的に見直しをしていきたいと、こんなふうを考えております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ありがとうございます。

今、見直しという答弁もありましたが、その見直しについて、再度お伺いいたします。

国の三位一体の政策により、歳入財源は不透明な要素が大きい中、歳出の縮減は全国各市町で取り組んでおられると思います。補助政策においても、補助効果の低いもの、実効性が伴わない、あるいは現状の社会情勢に適合している制度かなどと、さらなる精査も必要かと思えます。

反面、高齢化社会に向けての対応など、即効果が期待できなくても、中長期的な展望を踏まえなければならぬものもあるかと思えます。あるいは、今まさに社会情勢が要求している、午前中の鈴木議員の質問にもありましたが、防犯対策補助事業として、防犯灯設置補助や自主防災組織への補助拡充など、増額を強いられるものもあるかと

思います。

歳出縮減という命題のもと、補助制度の見直しを推進するに当たっては、廃止、縮減、拡充など、適宜総枠を縮減するといった施策も必要かと思えます。

そのようなことも含めて、先ほどの答弁にもありましたが、廃止、縮減、拡充など含めて、もう一度担当部局の考えをお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） まず、補助金をどのように見直していくかということがございますけれども、各種団体等の補助金については、県の負担金審議会の中で審議をするものと那須地区の広域の中の負担金審議会の中で審議するものと、あるいは市単独の補助金についての審議と、見直しということで、3つに大別されることになると思えますけれども、一般論として、各種協議会等の必要性については再検討して、場合によっては、類似等の団体の統廃合を促すとか、あるいは法定外の負担金で協議会等の必要性や負担金の使途について、再度精査をして見直す。それから、当然、市の単独補助金についても、同様な方で、旧黒磯地区では、以前に負担金等、補助金等の見直しをした経過もございますので、そういったノウハウの蓄積もございまして、そういったものを総合的に勘案して実施をしていきたいと考えております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。よろしくお願ひします。

次に、単位老人クラブの補助について伺います。

クラブの所帯の大小にかかわらず、一律の均等補助内容では公平さに欠ける制度と感じるところもあり、また老人クラブの会員の皆様からも、そのような声をよく耳にするところでもあります。

規模の大小にかかわらず、会員の皆様だれもが納得できるような方法はないのでしょうか。例えば補助率を均等割、会員数割、人口割など、比率配分を考慮した制度採用も時として必要と考えるが、いかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

単位老人クラブ、18年度は81クラブあります。その中で、大小を申し上げますと、100人を超えているクラブも確かにあります。少ないクラブですと、15人程度のクラブもあります。

今、議員がおっしゃられましたように、均等割、会員数割ということになった場合に、15人のクラブが果たして運営できるかということも考えなければならぬというふうに思っておりますので、今後、その辺については当然私どもの方でも勉強しなければならないというふうに思っておりますけれども、県の基準等でも、おおむね30人ぐらいが適当であろうということもあるようですけれども、それでも15人のクラブを単位老人クラブということで認めているところもありますので、今後の老人クラブの推移等も見らる中で、今議員おっしゃられたようなことも、あるいは考えていく必要もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） この問題は、老人クラブの問題だけにとどまらず、行政区の区割りとか、いろいろ、まだまだ過去の、昔から続いているやり方でいろいろな行政区、あるいはこういったクラブもあるかと思えます。

今言った30人程度が適正だというような県の方の指導もあるということで、一緒くたに進めると

というのはなかなか難しさもあると思いますが、そういったことも含めて、担当部局でご指導をさせていただければと思います。

補助金がないと消滅してしまっただけは元も子もなくなりますので、決して大きいからいっぱい出せというようなことではなく、大きいも小さいも納得ができるような何か方法がないかと思っております。その辺も含めて研究をさせていただければと要望するところであります。

私が言うまでもなく、地域社会において、シルバーパワーは重要かつ貴重な戦力になっております。それらを束ねる老人クラブの事業活動は、大変重要な位置づけになっているかと思えます。例えば各地区、地域で長年にわたり活動されている花いっぱい運動の関連事業は代表的なものかと思えます。また、昨今の社会情勢の変化の中で急浮上した地域の防犯活動においても、老人クラブへの協力、要請は記憶に新しいところであります。活動の中でも貴重な戦力となって活動をいただいております。

また、公園やグラウンドでは子供たちの歓声が消え、シルバーボイスが高くなったと言われるように、グラウンドゴルフやゲートボールなどに興じる機会も多くなってきているかと思えます。それらの事業参加は、精神的には老いを防ぎ、体力的には増強の一端を担い、まさに高齢者の引きこもり抑制や介護予防の活動になっているかと思えます。

それで、先ほどのご答弁の中の健康づくり事業というものは、別途事業補助金を出しているとのことをご答弁をいただきましたが、健康づくり事業とはどのような事業を指しているかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えをいたします。

対象となる事業ですけれども、健康づくりに関する知識等、ですから、講演会、講習会を開いたり、それから実践活動として、それに付随する事業を行うとか、そういったことで、18年度ですと、16クラブが健康づくりの事業の交付対象になっております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ご答弁をいただく前にちょっと述べさせてもらいました引きこもりの抑制や介護予防を担っているという、外で競技をする、遊ぶ、ゲームをする、例えばグラウンドゴルフやゲートボールは、その対象には当てはまるものか否かお伺いします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 単位老人クラブの具体的な事業の内容ですけれども、先ほど若干申し上げましたように、健康に関する予防教室ということで、転倒、骨折の予防教室とか、それからヨガの教室、体を動かす。それから、あとは栄養講座とか、今、議員がおっしゃられましたスポーツ活動も広く、歩け歩け大会とか、そういったものも事業の中に含まれておりますので、一応これは申請を出した段階でいろいろ内容等は点検をいたしまして、交付対象にするかどうかというのは決めるようになると思いますけれども、今言いましたような事業もまるっきり対象にならないということではないと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 補助金をもらえるからやろうではなくて、体、健康のため、あるいは精神的なために大会をやって、それに補助をもらいますというような、私もそういった勧め方をしたいと思っておりますので、ぜひもしそのような申請が上がっ

てきたときはご検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

自主防災組織についてであります。まだ組織が立ち上がったわけではないというご答弁です。

ただ、40団体、すなわち40自治区から交付申請が出てきたということなんですが、この自治区は現在の区で言いますと、どこに当たるか。それと、既存の自主防災組織として、地域の自主防災組織として活動してきた組織に対する補助はどのようになるかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

当初予算で自主防災組織が立ち上がったか、あるいは立ち上がっていても、自主防災活動を実施しようという団体をトータルで見込みまして、78団体を見込んでおりました。その内訳は、黒磯地区が30、西那須野地区が28、塩原が20で78を見込んでいたんですけれども、黒磯地区が補正の中で相当、11月までに70ほどの申請が出ていますので、黒磯地区の40を今回12月の補正でお願いしているということでございます。合わせて100地区になるということですね——失礼しました。トータルで118ですけれども、補正の内訳としては、申請の内訳としては、黒磯地区が70、西那須野地区は28を見込んでおりましたけれども、申請があったのは25、塩原が20を見込んでありましたけれども、申請があったのが5で、ちょうど100の申請があったと。これは11月末の数字でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 一挙にこれだけ交付申請が出てきたということで、非常に私も心強く感じるところでございます。去年の12月のやはり定例議会で自主防災組織の組織化ということで質問をさせていただきましたが、なかなか一度には難しい

というような答弁をいただいた記憶があります。そんな中で、交付金制度にかえたところ、これだけ出てきたということ、非常に心強く感じます。

今後においては、交付金という血税を注ぐわけでありますから、ぜひ組織の立ち上げまで持っていけるようにお願いするところであります。組織が立ち上がれば、その後の活動は、各地域にリーダーとなる方がたくさんおります。地域に合った活動を見出し、活動は進むものと思いますので、立ち上げまで何とか知恵を絞ってご指導いただければと思います。

それと、最大戸数と最少戸数、最大が1,100戸、最少が32戸というご答弁であります。実に、30倍かになり、国政選挙の1票の格差以上に感じるところであります。これも先ほどの老人クラブの補助金同様、何か人口の多いところ、少ないところの補助率というものを考えた交付というものも取り入れていただければと要望いたしまして、この質問を終わりにいたします。

次に、公民館の休日について伺います。

各公民館によっては、事業の内容や利用者の利用方法など、地区や地域あるいは公民館の立地条件によって異なってくるかと思えます。特に、西那須野地区の公民館は、各小学校に隣接しており、小学校児童とのかかわり、児童の利用機会、公設公営による公民館内の児童クラブとのかかわりなど、他地区とは異なっている部分があります。

例えば、昨日金子議員の質問にもありましたが、平日の下校後、本来の公民館利用の趣旨からは少々外れているかなと思っているんですけども、帰宅できない、児童クラブにも入れない4年生から6年生、時には児童クラブに入っていない1年生から3年生が保護者が迎えに来るまでの待機の間になっております。このような実態はご存じでしょうか。また、それらの利用に対しての部局の

考えをお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 公民館が待機の場所ということでございます。

実情は私も存じております。それは、今議員がおっしゃったように、学童クラブがそこにあるということに含めて、学童の子供たちも当然図書の分室もございますので、そちらも利用しているということもありますけれども、いずれにしましても、学童クラブの場合には3年生までということになりますので、4年生以上の方はあちらに入れないので公民館を利用して本を読んでいると、こういう状況を私も見ておりますので、それはそれで、公民館の事業として子供たちの安全を守ると、こういう形の中では必要だし、当然であろうと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 了解です。私も全く同じような考えを持っております。

ただ、現行の勤務体制から見ますと、月曜日は職員は不在というような勤務体制になっております。そのような中で、先ほど述べたような子供の待機の状態の中、月曜日は職員が休みということで、施設管理指導員という名の女性がぼつりと一人、図書の対応やら電話の対応やら、時には待機児童への目配りやら指導、児童クラブから帰宅する児童、保護者への対応など、一人でわたわた動いている実態であります。

これらは、単に施設を管理する留守番的な業務の域を脱し、まさに職員の業務域に達していると私は感じております。

そのような中で、女性一人がぼつりと管理しているわけですが、危機管理面を含め、不安と違和感を覚え、勤務体制の改善の必要性を感じているところでもあります。

このような状況の中、危機管理面についての所見をお伺いいたしたいと思ます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 私も月曜日、たまたま行っていないので、その状況は把握しておりませんが、確かにおっしゃるとおり、管理は一人です。そういうことで、どこの公民館もやっているという状況でありますし、また学童の方は、月曜日は関係なく来ておりますので、学童については、担当部署ともよく協議をして対応を図らなければならないと思っておりますけれども、公民館の運営につきましては、今後もちょうと検討させていただければと思っております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 教育部長におかれましては、昨今のいろいろな事件とか、そういった面でいろいろ忙しいと思ます。特に、出先の機関、公民館なんかにもなかなか訪問できないと思ます。

そんな中で、南公民館だけは、私が足を歩入れるともう南公民館なので、あの辺の状況、事情は私がしっかりと管理してご報告いたしますので、ほかの公民館に足を運んでいただけるようお願いしたいと思います。

それと、変更によって休日取得の実態についてお伺いします。

変更後、正職員が休みの月曜日は固定してありますので、1日は確実に休めていると思ます。残りの4週間で4日取得は確実に取得されているか。また、ほかの各種休暇、夏休みあるいは有休、それらは確実に消化されているか。また、庁内勤務の職員の皆さんの取得状況と比較して、取得状況はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 月曜日は、今おっしゃったとおり休館日ですので、休みでございます。

そのほかには、当然指定日というのを年当初に決めて、その日は休むということになっておりますので、指定日に休めない場合は再指定と、こういうこととなりますので、指定日については取得しているんだらうと、このように理解をしております。

ただ、年次休暇につきましては、今ご質問がありましたけれども、ことし、18年で申し上げれば、11月末の現況でございますけれども、平均しますと、5日と3時間になってございます。

ただ、事務職全体の数字はちょっと把握していませんのでわかりませんが、現況としてはそういう形になってございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 人数が少ないとか土日用事があって、そのほか平日はほかの業務があるということで、もしかして取得されていないのかなど心配しているところだったものですから、今の質問になったわけであります。

なお、先ほど申し上げました南公民館の職員はすべて取得されているようであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

自然遺産の保全と開発についてであります。ご答弁をいただきました。公共事業工場の箇所にも配慮しながら開発や計画を立てたいという答弁をいただいたわけでありましたが、今年度、公共事業の工事を進める上で、生育歴の古い樹木を伐採した事例はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 本年度、西那須野地区におきまして、下永田地内の市道幹Ⅱ-17号線について、生育歴といいますか、クヌギとか松でございますけれども、47本ほど、これらが直径にし

ますと、50から60cmのものでございますけれども、清峰高校の周りの樹木を切ったという例がございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 工事を進める上で、1回目の答弁にもあったように、予算、経済的な面、そういうものも含まれて、私が今質問している問題、なかなか難しいところもあるかと思えます。

やはりぱっきり切って残念ではなく、歴史あるもの、地域に根づいたものなど、当該地域や住民の方々にはさまざまな思いがあるわけであります。

自然を保持し、管理していくという事業は、金もかかるし、手間もかかるかと思えます。言うまでもなく、生育の年月は、金銭ではかえがたいものがあるかと思えます。可能な限りそれらを守り、次の世に引きつないでいく責務もあるかと思えます。

答弁でいただいておりますが、開発や工事優先にとどまらず、継承責務の概念にも立ち、残しながら、生かしながら、開発や整備の計画に当たっていただくことを、可能な限りですが、要望し、この質問を終わります。

次に、最後の質問項目になるかと思えます。

先ほどは、古木、巨木を含めた名木制定についての再質問になります。

古木、巨木、遺産的価値ある樹木、すなわち天然記念物に該当するような樹木ということも含めて、所管である教育部局からご答弁があったと思えます。

さらには、そのような天然記念物級までいかなくても、市内各地域に根づき、住む人々の心に根づいた、また代々住み続けた人々に脈々と伝えられてきた伝説や民話を抱き、住民生活とともに生きてきた樹木など、そして歴史を備え、地域のシ

ンボル、時には人々の心のよりどころとして人々に親しまれてきた樹木、あるいは初代の木は枯死、枯れたが、歴史を受け継いだ2代目、3代目の木々もあるかと思えます。そのような天然記念物級までいかなくても、地域社会、住民生活に密着し、生存している樹木を含めて検討してはいかがでしょうか。地域社会、生活に関連するということで、先ほどは教育部局よりご答弁をいただきましたが、地域社会、生活、それらを所轄する部局である生活環境部、突然ではありますが、今言ったようなことでの所見をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたしたいと思えます。

本市のまちづくりテーマは、「人と自然の共生」をうたっております。その自然というイメージは、市民から意識調査をしたときに、緑という概念だと思っております。その緑を大切にするという観点からすれば、いろいろな記念となる、その人々の思い出となるような木々が守られていくというのは、非常にいいことかと思えます。

私も、私見ではございますけれども、近所のイチョウ、または大きなケヤキ、その季節の移り変わりを見て楽しんだり、通勤途上の大きな桜の木のあるお宅の桜を見ながら、季節感を味わったりしながら毎日を過ごしております。そういうものが積み重なって、那須塩原市の自然を大切にする心が醸成されてくるんだと思えますので、先ほど教育部局の方で名木制定についての研究をしていくという話があったので、我々自然環境を守る立場からも、その検討に当たっては、参画させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ぜひ天然記念物級、大物だ

けにこだわらず、先ほど述べているような地域とのつながり、シンボル、そういったものも含めて研究していただきたいと思います。

ところで、そのようなもので一例を挙げさせていただきます。

市長にお伺いいたします。

私の地元である一区町の町外れに通称なんじゃもんじゃと呼ばれている木がありますが、市長はご存じでしょうか。座ったままで結構です。

○市長（栗川 仁君） 承知はしております。

○7番（磯飛 清君） 一区町に住む私としても、市長がご存じということで、大変うれしく思っているところであります。

知らない方もいるかと思しますので、ちょっと話させていただきます。

これは、何の変哲もない樹木であります。当地域においては、先ほど述べた伝説や民話を備え、まさに地域のシンボリックな樹木として、現在でも地域の人々に愛されているものであります。

場所としては、市道幹I-14号と言っても、だれもわからないと思います。これは栃木ニコンの工場がある通りであります。その西那須野一区町地内にあります。

どのように愛されているかと申しますと、今言ったように、市道は通称なんじゃもんじゃ通りとして、地元はもとより、近隣の市町にも知られております。一区町の南小学校の子供育成会の名称、その地区の名称はなんじゃもんじゃ育成会として長年にわたり、恐らく50年ぐらい前からこの名称で続いております。さらには、俗な話ではありますが、私もよく利用させていただいております居酒屋の店の名前までなんじゃもんじゃ亭なるものが登場するぐらい地域と密着している樹木であります。残念ながら、この居酒屋さんは先月で閉店しました。それは余計ですが、それでは、この木

の歴史、言い伝えを紹介させていただきます。きょうはこれが言いたくて私はやって来ました。

このなんじゃもんじゃの木の歴史、ここに持ってきました一区町区、行政区がありまして、一区町史ですね。一区町120年の歩みという一区町の行政、歴史をつづった本が昨年発刊されました。ページ数で言いますと、全598ページという膨大な一区町行政区の歴史が編さんされております。この編さんには約7年、一区町の編さん委員、有志の方が編さんに当たった歴史の本であります。その中に先ほど来説明しているなんじゃもんじゃの由来が載っております。一部紹介させていただきます。

名木なんじゃもんじゃの歴史。大田原市の薄葉から野中を走る旧日光北街道をほぼ真つすぐに北上すると、大田原市実取というところの右側になんじゃもんじゃの木がある。ここまでは一般的なんですが、その由来なんですけれども、名前の由来なんです。昔、水戸黄門、市長の大好きな水戸黄門です。水戸黄門が諸国漫遊の折に、当時、一面の野原であったこの辺に来て、この大きな木の影で休み、供の者に木の名を尋ねたが、だれもわからなかった。多分この供の者というのは、助さん、格さんではないかなと勝手に想像しているところであります。木の名前がわからなかったので、助さんか格さんかどっちなのかわかりませんが、なんじゃもんじゃと言ったそうであります。それで、そこからなんじゃもんじゃと命名されたという伝説です。あくまでも伝説です。伝説が残っているということが記載されております。

ちなみに、水戸光圀公は、1701年1月14日に没したとされておりますので、今から305年ぐらい前に没したのでありまして、その当時、那須塩原市一区町まで黄門様が来たと、そこで名前がつけられたという、たとえ伝説であっても、もう300

年、そのような話があの地元には伝わっているという、うそかまことかわかりませんが、うそにしろ何にしろ、そういう話が伝えられた木々が、本市においても各地域にあるかと思えます。

そのような地域と密着した木々を取り上げて、市民はもとより、内外に発信することによって、那須塩原市を知ってもらい、あるいは自分の住んでいる市内を知ってもらう一つのツールになるかとも確信しております。

市長を初め、我々が合併後この2年間、日々努力してきた地域の融合、あるいは一体化へも市内を知る、那須塩原市の各地域を知ってもらうという一つのツールになるものと確信しております。

「人と自然がふれあう やすらぎのまち」の一端を広く市民に発信することにより、住む人々の心のふるさとの案内板となるよう、名木の制定なるものを提案させていただきますが、一本化に向け、先頭になり、真剣に取り組んでこられました市長の所感をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 大変貴重なお話を聞かせていただきまして、まことにありがとうございます。

実は、余談になりますけれども、天皇陛下が来られた際にもそのような話が、多分、日光の方の山の方にあったという話も聞いております。当然、地元で出迎えをします。日光は大変、男体山という大きい山がありますけれども、名前のついていない山があるそうでございまして、小高い丘を見て、あの山は何という山だということで、名もない山だと答えた、そういう逸話もあるわけございまして、しかし、そういう逸話につきましても、やはり一つの逸話の歴史という観点から、大変重要なものになってくるのかなというふうに認識をしております。

先ほど、教育部長の方から話がありましたよう

に、そういう面も含めまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 大変ありがとうございます。

今、私の地元の一区町のなんじゃもんじゃの木ということでご紹介させてもらったわけですが、皆さんの地域にもそういった樹木、あるいは木々があるかと思えます。そういったものを皆さんで持ち寄って、あるいは選定して、ぜひそういったものの導入に向けてご努力をお願いしたいと思うところでございます。

ちなみに、隣の大田原市ではありますが、大田原市には、既にそういった選定が平成15年に終わっているようです。こういうガイドブックなるものまで発刊されております。先ほど来言っているように、大きな木とか天然記念物だけでなく、選定理由、住民に親しまれているとか由来があるとか、そういった本当に住民、市民に直結しているようなものを101選まとめたものだそうです。これは300円で売っておりますが、私はただでもらってきました。

ということで、ぜひこういったものを広く市民に発刊して、自分のふるさとをわかってもらうというようなものに役立てたらと考えているところであります。

最後になりますが、あるふるさとを思う叙情集の一節をご紹介させていただきます。

ふるさとの情景を思い描こうとすると、きっと大きく枝を広げた木が登場します。木のある風景、それはいつの時代にあっても、日本のふるさとの原風景なのかもしれません。

その後どんどん続きますが、そのように木々あるいは自然と共生というような目標も持って、

計画もありますので、そういったものを皆さんで考えていきたいと思えます。

最後に、安倍首相の所信表明の「美しい国」まではいかなくても、「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」が多くの市民の心のふるさとなることを願って、私の一般質問を終了させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で、7番、磯飛清君の市政一般質問は終了いたしました。



◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分